

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 議案第10号 太子町情報公開及び個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第11号 太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
（以上2件、総務常任委員会委員長報告）
- 4 議案第12号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第13号 太子町在宅老人介護手当支給条例を廃止する条例の制定について
- 6 議案第14号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第15号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第16号 太子町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 9 議案第17号 太子町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第28号 重度心身障害者介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第29号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
（以上8件、福祉文教常任委員会委員長報告）
- 12 議案第9号 町道路線の認定について  
（経済建設常任委員会委員長報告）
- 13 議案第19号 平成20年度兵庫県太子町一般会計予算  
（平成20年度一般会計予算委員会委員長報告）
- 14 議案第20号 平成20年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 15 議案第21号 平成20年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 16 議案第22号 平成20年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算
- 17 議案第23号 平成20年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 18 議案第24号 平成20年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算  
（以上5件、福祉文教常任委員会委員長報告）
- 19 議案第25号 平成20年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算
- 20 議案第26号 平成20年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算
- 21 議案第27号 平成20年度兵庫県太子町水道事業会計予算  
（以上3件、経済建設常任委員会委員長報告）
- 22 議案第30号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第31号 平成19年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 24 意見書案第2号 割賦販売法の改正を求める意見書の提出について
- 25 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 議案第10号 太子町情報公開及び個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第11号 太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

(以上2件、総務常任委員会委員長報告)

- 4 議案第12号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第13号 太子町在宅老人介護手当支給条例を廃止する条例の制定について
- 6 議案第14号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第15号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第16号 太子町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 9 議案第17号 太子町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第28号 重度心身障害者介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第29号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(以上8件、福祉文教常任委員会委員長報告)

- 12 議案第9号 町道路線の認定について

(経済建設常任委員会委員長報告)

- 13 議案第19号 平成20年度兵庫県太子町一般会計予算

(平成20年度一般会計予算委員会委員長報告)

追加日程第1 議案の第19号 平成20年度兵庫県太子町一般会計予算に対する修正動議

- 14 議案第20号 平成20年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 15 議案第21号 平成20年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 16 議案第22号 平成20年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算
- 17 議案第23号 平成20年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 18 議案第24号 平成20年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算

(以上5件、福祉文教常任委員会委員長報告)

- 19 議案第25号 平成20年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算
- 20 議案第26号 平成20年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算
- 21 議案第27号 平成20年度兵庫県太子町水道事業会計予算

(以上3件、経済建設常任委員会委員長報告)

- 22 議案第30号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第31号 平成19年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 24 意見書案第2号 割賦販売法の改正を求める意見書の提出について

追加日程第2 意見書案第3号 後期高齢者医療制度の中止・廃止を求める意見書の提出について

- 25 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

|     |      |     |       |
|-----|------|-----|-------|
| 1番  | 井川芳昭 | 2番  | 清原良典  |
| 3番  | 中島貞次 | 4番  | 上山隆弘  |
| 5番  | 服部千秋 | 6番  | 長谷川原司 |
| 7番  | 井村淳子 | 8番  | 中井政喜  |
| 9番  | 嶋澤達也 | 10番 | 花畑奈知子 |
| 11番 | 熊谷直行 | 12番 | 上田富夫  |
| 13番 | 村田興亞 | 14番 | 桜井公晴  |
| 15番 | 橋本恭子 | 16番 | 北川嘉明  |

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長 山 本 修 三  
書 記 藤 井 仁 美

説明のため出席した者の職氏名

町 長 首 藤 正 弘  
教 育 長 圓 尾 哲 一  
生活福祉部長 丸 尾 満  
教 育 次 長 塚 原 二 良

書 記 木 村 和 義

副 町 長 八 幡 儀 則  
総 務 部 長 佐々木 正 人  
経 済 建 設 部 長 富 岡 慎 一  
財 政 課 長 香 田 大 然

( 開 議 午前10時00分 )

○議長(北川嘉明) おはようございます。

平成20年第1回太子町議会定例会第6日目  
におそろいでご出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に  
達していますので、ただいまから平成20年第  
1回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたと  
おりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 諸般の報告

○議長(北川嘉明) 日程第1、諸般の報告  
を行います。

まず、本日町長から議案2件が提出されま  
した。したがって、議案はその件名一覧表を  
つけてお手許に配っておきましたからご了承  
願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の  
2の規定に基づき、平成19年度1月分の例月  
出納検査報告書が提出されました。したがっ  
て、その写しをお手許に配っておきましたか  
らご了承願います。

次に、事務組合議会議員から組合議会の報  
告書が提出されましたが、既に配付済みで  
したのでご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第2 議案第10号 太子町情報公  
開及び個人情報の保護に関す

る条例の一部を改正する条例  
の制定について

日程第3 議案第11号 太子町手数料  
条例の一部を改正する条例の  
制定について

○議長(北川嘉明) 日程第2、議案第10号  
太子町情報公開及び個人情報の保護に関する  
条例の一部を改正する条例の制定についてと  
日程第3、議案第11号太子町手数料条例の一  
部を改正する条例の制定についてを一括議題  
とします。

上程中の議案については、所管の総務常任  
委員会に付託して、休会中にご審査いただい  
ておりますので、これから上程中の議案に対  
する委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員会委員長服部千秋議員。

○服部千秋議員 委員会審査報告書を読み上  
げ、報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下  
記のとおり決定したから、会議規則第77条の  
規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案  
10号。付託年月日、平成20年3月4日。件  
名、太子町情報公開及び個人情報の保護に関  
する条例の一部を改正する条例の制定につい  
て。審査結果、可決すべきもの。少数意見の  
留保、なし。2、審査年月日、平成20年3月  
12日(水)午前10時0分から午後5時15分。  
3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙  
のとおり。(2)審査結果は全員賛成により可  
決すべきものと決した。

また、特に審査意見として、全員一致により次の審査意見をつけることにした。町当局は独自の研究すべきことについて電子申請、証明書等の交付申請等を課の垣根を取り払い他市町に先駆けて研究し取り入れること。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第11号。付託年月日、平成20年3月4日。件名、太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成20年3月12日（水）午前10時0分から午後5時15分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおり。(2)審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

また、特に審査意見として、全員一致により次の審査意見をつけ加えることにした。町当局は独自に研究すべきことについて電子申請、証明書等の交付申請等を課の垣根を取り払い他市町に先駆けて研究し取り入れること。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 以上で総務常任委員会委員長服部千秋議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第10号太子町情報公開及び個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（北川嘉明） 挙手全員です。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第11号太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（北川嘉明） 挙手全員です。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 4 議案第12号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議案第13号 太子町在宅老人介護手当支給条例を廃止する条例の制定について

日程第 6 議案第14号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第15号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第 16 号 太子町後期  
高齢者医療に関する条例の  
制定について

日程第 9 議案第 17 号 太子町立小  
学校及び中学校設置条例の  
一部を改正する条例の制定  
について

日程第 10 議案第 28 号 重度心身障  
害者介護手当支給条例の一  
部を改正する条例の制定に  
ついて

日程第 11 議案第 29 号 太子町国民  
健康保険税条例の一部を改  
正する条例の制定について

○議長（北川嘉明） 日程第 4、議案第 12 号  
太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する  
条例の制定についてから日程第 11、議案第  
29 号太子町国民健康保険税条例の一部を改正  
する条例の制定についてを一括議題としま  
す。

上程中の議案については、所管の福祉文教  
常任委員会に付託して、休会中にご審査いた  
だいておりますので、これから上程中の議案  
に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長熊谷直行議員。

○熊谷直行議員 先の本会議で福祉文教常任  
委員会に付託されました議案につきまして、  
委員会審査報告書を読み上げまして、報告に  
かえさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下  
記のとおり決定したから、会議規則第 77 条の  
規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第  
12 号。付託年月日、平成 20 年 3 月 4 日。件  
名、太子町福祉医療費助成条例の一部を改正  
する条例の制定について。審査結果、可決す  
べきもの。少数意見の留保、なし。2、審査  
年月日、平成 20 年 3 月 11 日（火）午前 10 時か  
ら午後 4 時 17 分。3、審査経過及び結果、  
(1)、審査経過は別紙のとおり。(2)、審査結  
果は全員賛成により可決すべきものと決し

た。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下  
記のとおり決定したから、会議規則第 77 条の  
規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第  
13 号。付託年月日、平成 20 年 3 月 4 日。件  
名、太子町在宅老人介護手当支給条例を廃止  
する条例の制定について。審査結果、可決す  
べきもの。少数意見の留保、なし。2、審査  
年月日、平成 20 年 3 月 11 日（火）午前 10 時か  
ら午後 4 時 17 分。3、審査経過及び結果、  
(1)、審査経過は別紙のとおり。(2)、審査結  
果は全員賛成により可決すべきものと決し  
た。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下  
記のとおり決定したから、会議規則第 77 条の  
規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第  
14 号。付託年月日、平成 20 年 3 月 4 日。件  
名、太子町国民健康保険条例の一部を改正す  
る条例の制定について。審査結果、可決すべ  
きもの。少数意見の留保、なし。2、審査年  
月日、平成 20 年 3 月 11 日（火）午前 10 時から  
午後 4 時 17 分。3、審査経過及び結果、  
(1)、審査経過は別紙のとおり。(2)、審査結  
果は全員賛成により可決すべきものと決し  
た。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下  
記のとおり決定したから、会議規則第 77 条の  
規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第  
15 号。付託年月日、平成 20 年 3 月 4 日。件  
名、太子町介護保険条例の一部を改正する条  
例の一部を改正する条例の制定について。審  
査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、  
なし。2、審査年月日、平成 20 年 3 月 11 日  
（火）午前 10 時から午後 4 時 17 分。3、審査  
経過及び結果、(1)、審査経過は別紙のとおり。  
(2)、審査結果は全員賛成により可決す

べきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第16号。付託年月日、平成20年3月4日。件名、太子町後期高齢者医療に関する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成20年3月11日（火）午前10時から午後4時17分。3、審査経過及び結果、(1)、審査経過は別紙のとおり。(2)、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第17号。付託年月日、平成20年3月4日。件名、太子町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成20年3月11日（火）午前10時から午後4時17分。3、審査経過及び結果、(1)、審査経過は別紙のとおり。(2)、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第28号。付託年月日、平成20年3月10日。件名、重度心身障害者介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成20年3月11日（火）午前10時から午後4時17分。3、審査経過及び結果、(1)、審査経過は別紙のとおり。(2)、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第29号。付託年月日、平成20年3月10日。件名、太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成20年3月11日（火）午前10時から午後4時17分。3、審査経過及び結果、(1)、審査経過は別紙のとおり。(2)、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

以上であります。よろしくお願いします。

○議長（北川嘉明） 以上で福祉文教常任委員会委員長熊谷直行議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第12号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第13号太子町在宅老人介護手当支給条例を廃止する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 私はこれの質疑でも言いましたように、この基本的な条例の目的は、あくまで在宅老人の介護者に介護手当を支給することによって当該介護者または在宅老人の精神的、経済的負担を軽減し、もって在宅老人の福祉の向上に寄与することであります。そして、手当については在宅老人1人につき12万円ということになっているわけでありますが、介護保険とのかかわりで説明でもありますように、家族介護慰労事業から優先して支給する、そのために対象者も少ないし、過去3年間の支給も1件だと、こういうふうな説明があったわけでありますが、やはりこういう介護が必要とされる老人を介護するということは極めて大変なことであり、その大変の域を超えておると思います。何も県に同調して廃止する必要はないと考えます。基本的には所得制限もあるわけですから、低所得者を対象とする制度でありまして、老老介護あるいは介護疲れで殺人という悲惨な事件も起こっているのが昨今の実態であります。ダブル支援として町が独自で支弁すべきであると考えます。

以上の意見を述べて、この廃止に反対であります。

○議長（北川嘉明） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第14号太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第15号太子町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第16号太子町後期高齢者医療に関する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 この件につきましても質疑でもただしてまいりましたように、75歳以上の方々を切り離して後期高齢者医療というような形になるわけですが、本当にこのいわゆる老人というのは戦後を必死に働いてきた方々でもあり、晩年になってから国から捨てられると、こういう感じさせるようなこんな社会でいいとは私は思いません。そういうためにこの制度の非人間性を指摘する方々も多くなり、お年寄りも深い憤りを感じるところだと思います。この制度は75歳以上のすべての人を一律に後期高齢者と決めつけて現役世代から切り離し、そして独立した医療保険に加入させるものであります。国民皆保険制度の国では、他に例がないそうであります。この制度は今まで扶養家族になっていたお年寄りも、例外なく強制的に家族みんなが入っていた保険から引き離されるわけであります。この点について厚生労働省の社会保険審議会、後期高齢者のあり方に関する特別部会と

いうのがあるわけですが、そこでは75歳以上の後期高齢者と断定している者の特性を、1つに治療の長期化、それから複数疾患への罹患が見られる、2つ目に多くに認知症の問題が見られる、3つ目にいずれ避けることができない死を迎える、こういうふうにこれを審議している部会が決めつけている、こういうふうに規定をしておるというようなことではありますが、やはりこの制度はこの特性、年を召せば、政府が言っているように、その特性として治療に時間も手間もかかる、当たり前のことでもあります。また、年を召せば、認知症の傾向も出てくる、またいずれ死を迎える、当たり前なんですね。そういうような基本的な考え方をもって制度化するというのは、こんな考え方でその制度をつくれば、とことん差別医療を広げると、こういうふうになってまいります。そういう中で、なお今日においてもなぜ75歳で線引きをするのかと、高齢者は不安でいっぱいだと、あるいは子供のころに国のために死んでくれと言われて、今度はもう一回国のために死んでくれと、こういうふうなことになるではないかというような怒りもあるわけです。保険料等についても、もちろん広域連合という組織で運営をするわけですから、当初は全国平均で7万4,000円と、こういうふうに試算をされていたわけではありますが、兵庫の場合も8万1,400円と、こういうふうに厚労省が最初に試算をした額を大きく上回っているのも実態であり、これに介護保険料が加わるわけですから1万円を超える負担になると、こういうものであります。

また、扶養家族として負担がなかった高齢者も、今年の9月までは凍結をするというふうに言っておりますけれども、10月からは均等割の1割負担、来年4月からは5割、また2011年4月からは所得割も含めて全額負担になるわけであります。保険料の徴収についても月額1万5,000円以上、年額で18万円以上の年金受給者からも天引きをする、これに便乗して65歳から74歳までの国民健康保険税も

年金から天引きをする、こういうことをやって追い詰めていくような状況でもあるわけがあります。

また、医療の面でも後期高齢者と74歳以下では大きく差別をされまして、具体には75歳以上の患者の検査や処置の回数が制限をされる、後期高齢者に対して手厚い医療を行う病院とか診療所などは経営が悪化することになると言われております。そのことは高齢者を病院から追い出すということになってまいりますので、医療の面でも75歳以下と以上とは大きな命に値段をつけるような形で行うことになってまいります。

このような高齢者を敬うのが日本の国のよさでありますのに、敬うどころかうば捨て山といって死に追いやるような制度には断固として反対でありますし、また中止、廃止を求めるべきであると、こういう意見を述べまして、本条例の制定に反対であります。

○議長（北川嘉明） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を許します。

12番上田富夫議員。

○上田富夫議員 この審査の結果報告を読ませていただいて、腹立たしいというか情けないというか、というのは、討論なし、全員賛成で、年寄りほっといても死にますよ、だからほっといてくれ言うんよ。だけどね、死ぬ者つかまえて首だけ絞めなと、それを言いたいわ。この法律はまさにそうやねん。高齢者、高齢者言うけどやね、みんな高齢になるんよ。死んでいきますがな、間違いなしに死にますがな、あなたよりも先に、ほっといてくれちゅうな。だけど、首を絞めなちゅうんや。分かる。それに対して何の意見もなしに全員で賛成により可決、中に一人ぐらい何か物言うやつがおってよかろうがな、これ審議してって。だれもおらんのか。反対、こんなもんは。

以上、終わり。

○議長（北川嘉明） 原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第17号太子町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（北川嘉明） 挙手全員です。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第28号重度心身障害者介護手当支給条例の一部を改正する条例の制

定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第29号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第12 議案第9号 町道路線の認定について

○議長（北川嘉明） 日程第12、議案第9号

町道路線の認定についてを議題とします。

上程中の議案については、所管の経済建設常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長長谷川原司議員。

○長谷川原司議員 報告させていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第9号。付託年月日、平成20年3月4日。件名、町道路線の認定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成20年3月13日（木）午前10時より午後4時50分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおり。(2)審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

○議長（北川嘉明） 以上で経済建設常任委員会委員長長谷川原司議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（北川嘉明） 挙手全員です。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可

決されました。

~~~~~

日程第13 議案第19号 平成20年度  
兵庫県太子町一般会計予算

○議長（北川嘉明） 日程第13、議案第19号平成20年度兵庫県太子町一般会計予算を議題とします。

本案については、平成20年度一般会計予算委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

平成20年度一般会計予算委員会委員長花畑奈知子議員。

○花畑奈知子議員 平成20年度一般会計予算委員会審査報告を行います。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第19号。付託年月日、平成20年3月10日。件名、平成20年度兵庫県太子町一般会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なしです。2、審査年月日、平成20年3月14日金曜日10時から午後5時15分、20年3月17日月曜日10時から午後4時35分、20年3月18日火曜日10時から3時35分。3、審査経過及び結果、1、審査に当たって及び審査意見は別紙のとおりです。2、審査結果は全員賛成で可決すべきものと決しました。3、会議記録は後日希望者に配付いたします。

一般会計予算委員会審査報告書を読み上げます。

1、審査にあたって。(1)付託案件の平成20年度兵庫県太子町一般会計予算の審査に当たっては、審査上必要な資料を確認し、事前に資料の提出を求め、慎重に審査しました。(2)補助説明員として課長、副課長、施設長、一部の係長の出席を求め、必要な説明を求めました。(3)歳出予算については、各課の平成20年度における重点目標や取り組み姿勢を聞いた後、それぞれの事業内容ごとに質

疑を行い審査しました。

2、審査意見。歳入について。1、町税等の滞納額は年々増加傾向にあり、公平、公正の観点から不納欠損や時効などにならないよう収税管理室の機能強化を図ること。また納税システムの充実、活用を行い、徴収率の向上には毅然とした態度で臨むこと。2、地方自治体の自立を図るため、財源の充実、確保については国、県に対して強く求めること。

3、県の新行財政構造改革における方策については、町民生活に重大な影響を及ぼすこととなるので、住民に対し理解が得られるように求めること。

歳出について。1、各款共通事項について、まちづくりにあたっては企画段階から町民の参加を得て協働と参画のまちづくりを進めること。2、危機意識を高める職員研修を行い、日常業務においても改革意欲を持って創意工夫したサービス展開が図れるよう職員能力の向上に努めること。3、第4次総合計画の平成21年度終了の観点から、目標に対する成案や未達成要因の検証を行うこと。また、全職員が事業実績に対する説明責任を共通認識するよう徹底を図ること。4、負担金補助及び交付金は支出に見合う効果を検証し、さらに整理と節減に努めること。

各款の予算について読み上げます。

総務費。自主財源の確保に努め、スリムで効率的な行政運営の推進を図ることを最優先課題とし、行政評価の手法を用いて事務の重点化と適正化を進めること。電算システムについて住民サービスに適したよりよいシステムを構築すること。入札制度については、一般競争入札をもとに不正入札を防止し、公平な入札を実施すること。広報広聴機能を充実させるために、「広報たいし」やホームページを見やすく最新の情報を瞬時に提供し、町民に親しまれるものとする。安全・安心で快適に暮らせるまちづくりのため、交通、防犯の意識高揚に努めること。

2、民生費について。後期高齢者医療制度が今年4月から始まるため、住民に周知徹底

すること。保育行政について、待機児童の解消を図り、よりよい安全・安心の保育を推進すること。高齢者の健康づくり支援、介護支援等、高齢者が安心して生活が送れるよう努めること。母子が安心して生活できるよう、こんにちは赤ちゃん事業等を細心の注意を払って実施すること。家庭児童相談インストラクターや民生委員との連携を密にし、児童福祉に万全の姿勢で臨むこと。

3、衛生費。健康診査等については健診率を高め、町民の健康維持と疾病の早期発見、早期治療に努めること。ごみ等の収集、運搬経費等の節減に努め、負担金の軽減を要望すること。ごみ収集日に際し、回収資源物等を無断で持ち帰っている業者がいる。町としての考え方を早急に決定し対処すること。

4、労働費。シルバー人材センターの支援を拡充し、就労の機会を提供すること。

5、農林水産業費。特産品の育成を図ること。農業に対する後継者育成に努めること。花と緑の会の活動が地域住民と協働して進むよう努めること。

6、商工費。観光協会と連携し、太子町をアピールすること。商工業の活性化について商工会と協議し、行政が積極的な役割を果たすこと。

7、土木費。新たに取り組む地籍調査事業がスムーズに進むよう万全の対策を整えること。

8、消防費。自主防災組織の活動を支援し、組織の活性化を推進すること。

9、教育費。学校教育における図書教育を充実すること。給食センターの基本構想策定について、今後のあり方についても十分検討すること。スポーツ少年団や放課後子ども教室等、青少年が伸び伸びと生活できるように努めること。別室少人数指導に当たっては、対象生徒が学校に少しでも通学できるよう細心の注意を払って進めること。学童保育に当たっては、その拡大に伴って保育環境の充実を図ること。体験学習、トライやる・ウィーク、国際理解教育等、児童・生徒が体験的に

学習する指導を子供たちが楽しく学べる有意義な活動とするよう努めること。教員のカウンセリングマインド育成に努め、教員の指導力アップを図ること。ブックスタート事業開始に当たり、図書館とさわやか健康課が連携し、絵本を幼児から読み聞かせる重要性を訴えること。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（北川嘉明） 以上で平成20年度一般会計予算委員会委員長花畑奈知子議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番上田富夫議員。

○上田富夫議員 予算委員会の方ご苦労さんでございました。私もいろいろお尋ねを当局に対してしておりまして、それがあつてこの報告書の中に出てくるのかなあと期待をしておりましたんですけれども、出ておりませんので、具体的にお尋ねいたしますので、お願いいたします。

まず、歳入についてですけれども、2番の地方自治体の自立を図るため財源の充実、確保については国、県に対して強く求めることということなんです、これも一つの財源確保だと思つてわけなんですけれども、地方が三位一体から地方の自立ということを言われまして、太子町もその自立を選んだ数少ない町なんですけれども、その太子町がみずからの財源をどう求めていくという、そのことについて触れられておりませんけれども、それについての説明をしていただきたいと思います。

それから、歳出についてですけれども、1番のまちづくりにあつては企画段階から町民の参加を得てということなんですけれども、今までそういうことがされていなかったから、あえてこういうことをつけ加えて協働と参画のまちづくりということをおっしゃって、多分報告でそうなつてと思うんですけれども、それはどういうふうな審査の中でこういう文言が出てきたのかということについ

での説明をいただきたいと思います。

それから、2番目の危機意識を高める云々とあるんですけれども、ここで言うところの危機意識とはどういう危機意識なのかということがこの文言ではちょっと分かりにくいんですけど、例えば町の中に疫病が蔓延するか、あるいは地震、火災等の災害が起きたこととか、あるいは2月13日に給食センターで起きたようなああいう事務事業の中で危機意識なのか、その辺はどういうふうに審査をされてこの職員研修を行うということが話し合われたのか、今私が申し上げた3つの点についてはそれぞれ重要なことであると思いますので、もし審査されておるのであれば、その一つ一つについての説明を求めます。

それから、4番目の負担金補助のこと、交付金のところなんですけれども、整理と節減に努めることということなんですけど、私もそれは当局にただしたところなんですけれども、その項目と全体の金額は一体これはやった方がいいでというものについてはどれぐらいなまとめをされたのかお尋ねをいたします。

それから、次の総務費ですけれども、この電算システムについては住民サービスに適したよりよいシステムを構築することということなんですけれども、住民サービスに適したよりよいシステムというのは、私ちょっと理解しにくいなんですけれども、どういうシステムなんか具体的に説明をしていただきたいと思います。

それから、民生費については、先ほど後期高齢者の制度の話がありましたけど、4月から始まるため、4月という、もうあと3日か4日しかないわけなんですけど、その中に本当に住民に周知徹底をどういう形でしていくのかなと。なかなか理解してもらうのも一筋縄ではいかないような形なものですから、どういうふうな方法でこれをやられるのか、各集落で出前講座みたいな形でやられるのか、その辺についてももう少し具体的な説明を求めたいと思います。

それから、衛生費についてですけれども、ごみの収集と運搬経費等の節減に努めということなんですけれども、努めることは努めるんですけれども、例えば収集運搬業務だけに限ってみますと、森興業に約1億5,000万円余りの委託をしてますと。この間もちょっと加古川で新聞に民営化ということで出ておりましたので、この間加古川市へ行ってきまして、いろいろ事情をお聞きしまして、資料もいただいてきました。その結果、加古川市では市内を2つに分けて直営の部分と民間委託の部分とに分けてずっとやってきたと。三十七、八年そういう形でやってきたけれども、今年からは民間委託の分については競争入札制度を取り入れてやった結果、約、約です、半額、今までの処理費用の半額で業者に落札したと、それA地区、B地区に分けて2社で落札したと、こういう話なんです。半額ということになると、太子町の場合には1億5,000万円の半額としたら7,500万円という、単純計算するとそうなるわけなんですけれども、ここでそういう具体的にただ節減に努め負担金の軽減を要望するという、私はそれは議会がそれじゃあかんと思うわけですね。やっぱり中身分析して、これはこうですよと具体的に当局に予算の中身まで調べて手をつた込むというたらおかしいんですけれども情報の開示を求めて、委員会で審査、当然私はそうされておると思うんですけれども、具体的な数字が出てきておりませんので、その辺の中身について説明を求めます。

それから、次の労働費ですけれども、シルバー人材センターの支援ということなんですけども、そもそも労働費の中でシルバー人材センター費が事業費としては見ていただいたほかに貸し付けのお金あるわけですよ、3,000万円の。だけど、そのけりゃ、シルバー人材センターの補助金というか、それだけなんですね。それが就労の機会を提供するというのは、町がシルバー人材に求める労働費の大部分であるということが、これはまことにもって異常な話であって、シルバー人材

センターというのはそもそもはあそこはもう天下りみたいな、受け皿みたいな団体になっておりまして、例えば仕事でもほとんど公共のものしか、太子町というか揖龍の場合やってないん違いますか。相生なんかは公共とそれから民間との仕事の割合がシルバーの場合は公共よりも民間の仕事の方が多いというような、相生の場合はそういう形ととるわけなんですけど、太子の場合は恐らく公共の場合が圧倒的に多いんでないかと思うんですけれども、その辺の中身について説明を求めます。

それから、先ほど申しました商工費の件ですけれども、観光協会と連携して太子町をアピールするということなんですけれども、太子町ここにありということで日本全国に知っていただくということがまずは町の活性化につながるということは私も理解しとるわけなんですけれども、私は観光大使とかいろんなことを具体的に今まで提言してきたつもりなんですけれども、ただ観光協会と連携しというっておっしゃってますけど、観光協会の活動内容というのは非常にお粗末で、私から言わすとほとんど活動してないと言っても過言でないような中身なんですけれども、私の認識が間違っておるのかどうか、審査された中で答弁をいただきたいと思います。

最後になりますけれども、この教育費のところで給食センターの基本構想策定についてですけれども、これは13日に事件がありましたけれども、はや一月以上、もう40日以上がたって、ちょっとぼちぼち事件も風化しとんと違うかというような、そんな感じもしてきとるわけなんですけども、これは断じて風化させてはいけないことでありまして、今特別委員会の方で目下調査をしておるとこんなですけれども、ただ予算的に言いますと去年よりも7,000万円増えると。民間委託すると、普通経費削減のためにというか、それが一つの大きな眼目やと思うんです。経費が削減できるから民間に委託していくということなんですけれども、民間委託するということによっ

て7,000万円も予算が増えるというのは、どうも合点いかないと。その7,000万円という金額は約50%、5割に当たるわけですから、10億円の中の7,000万円と違うんです、それは予算見ていただいたら分かっておられると思うんですけれども、その辺はどういうふうに検討されて、今後のあり方に十分検討することということについてはいかがなもんかなあと。今現在はどうなんかということが予算の中に明らかになっておると思いますので、その点について説明を求めます。

以上です。

○議長（北川嘉明） 一般会計予算委員会委員長花畑奈知子議員。

○花畑奈知子議員 1番に質問を受けました歳入の2番、これ国や県に対して強く要望してほしいと、そういうふうに強く願いたいという皆さんの意見でこういうふうに表現しております。

2番、歳出について、まちづくりの……。

○議長（北川嘉明） 続けてください。続けてください。続けてください。

○花畑奈知子議員 次、歳出の1、企画段階からということは、計画の段階から住民の参加を得て協働でまちづくりを進めてほしいということです。

次、2番、危機意識については、そこに書いてあるとおりです。

それから4、負担金、これも最後に表現しておりますように、整理をし、節減に努めてほしいということで、こういう表現をしております。

次、総務費の電算、よりよいサービス、現在よりもよりよく構築してほしいということです。

次、民生の後期高齢者、これは私も一般質問で申した件なんですけれども、あらゆる方法をもって住民に周知徹底してほしいと、なかなか理解できてない人もたくさんあるという意見も出ておりました。

次、衛生費のごみ収集運搬については、節減に努めて負担金の軽減を要望してほしい

と、午前中収集ということで森興業は力いっぱいされているというふうに聞いております。

次、労働のシルバー人材の件については、適材適所にきちっと配属しているというふうに聞いております。

それから、商工会は、いろんな交流会等で力いっぱい太子町をアピールしてほしいというふうに、協会が活動してないというふうなことは出ませんでした。

それから、給食センターのことにつきましては、いろいろ意見、一般質問でもたくさん出ましたし、その後給食特別委員会もできておりますので、そういう人たちに任せるといふあれではないですけども、とにかく7,000万円も増えているということなんですけど、今後の給食センターの方針に従って経費を削減してほしいということです。

以上です。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

（上田富夫議員「今のこれ、答弁になっとると思う」の声あり）

暫時休憩します。

（休憩 午前11時06分）

（再開 午前11時08分）

○議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 こんなんどない言うて質問したらええんや、教えてえなあ。質問しても答弁せんと、3遍質問したらそれでおしまいやあというんやったら、何でもええんか、ほんなら。何でもここに書いてあるとおりもう一遍読めばええや。3遍読んだらええわけやん、これをな。なら、それで答弁なるわけや。それでええと思う、そやけど。いや、常識的によ。そんなんが議会か。いや、議長ね、あなたこの会議を整理していくのがあなたの仕事やんか。それが正しいと思われるのやったら、そりゃそのとおりやってもろたら私従いますよ。あなたの良識の問題です

わ。太子町の議長がその程度やおっしゃるんなら、それで推し進めてもろたら、私は3遍立ちますわ。議長という重みは、私はそんなもんやないと思います。やっぱりきちっと整理をしていくと、それはだめなものはだめですよと、そりゃ委員長注意するのは当たり前違いますか、僕は、委員長その答弁だめですよと、もう少し考えて答弁されたいかがですかというのを、いや、当たり前違うんですかいな。完璧な答弁は絶対僕は求めてないんや。ただ、中身でどんなことをやられたんかなということだけを答弁されるんかいよったら、それもないやないかいな。ここに書いてあるとおりやというて、ふざけたこと言うたらあかんがな、これは。

（「予算委員がもう一遍集まって...」の声あり）

○議長（北川嘉明） 答弁させますか。

○上田富夫議員 いやいや、そやから4期、5期しとんさかいに、私もね、素人やないんですわ、だからある程度のことは分かるんやけど、しかし程度というもんがあるでね、物事には。だから、せめてごみのこととか給食センターのことぐらひは、僕も数字を上げて具体的に言うとなんやから、ほいであちこち調査にも行ってって、こっちはこっちなりに一生懸命努力して質問しよんやから、そりゃ専門的に予算やられていっとんやから、そんなこと知らんでちゅうようなこと言われたら、さっぱり、もうどないもならん。具体的にそうなっとんや、僕の言うたとおりになっとんやから。だから、あんたの言うことは間違うとるですよとおっしゃるんやったら、間違うとる言われたら、そりゃそれで間違うとる分については認めますやん。だけど、今みたいに木で鼻をくくったような答弁されたら、ああ、そうですかというて下がるわけにはちょっと私はいきませんので、その辺よろしく議長の方で取り計らっていただきたいと思います。

○議長（北川嘉明） 委員長、答弁できますか。

一般会計予算委員長花畑奈知子議員。

○花畑奈知子議員 ごみ収集のことと給食センターのことが出ましたが、本会議で質問された方々の意見は十分尊重して審査委員の方々も質疑されました。その結果、こういう表現でまとめて報告するというふうに皆で話し合いました。

○議長（北川嘉明） もう少し具体的にどのようなことをされたかということを答弁願えますか。

委員長、休憩しましょうか。

（「休憩、休憩、せやなかったら  
おかしいぞ」の声あり）

暫時休憩します。

（休憩 午前11時13分）

（再開 午前11時50分）

○議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま休憩中に平成20年度一般会計予算特別委員会が先ほどの質問事項に対しまして協議をされております。まだ若干時間が長引くようなので、この際暫時休憩します。再開は午後1時半とします。

（休憩 午前11時51分）

（再開 午後1時30分）

○議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計予算委員会委員長花畑奈知子議員。

○花畑奈知子議員 1、質問に対してお答えします。

自主財源とは、これは自主財源確保のための公平、公正な立場で1番の町税徴収率の向上に努めてほしいと、こういうことを意味しております。

2の歳出1のまちづくりにつきましては、これは各種審議会住民でつくられておりますが、企画の段階から住民とともにというところでは、住民のアンケートなどをとってよりよい太子町のまちづくりを考えていくと、こういう答弁があったと思います。

2の危機意識とは、財政の危機意識を指し

ています。

負担金の件では、各種団体の負担金のあり方がいろいろになっているのではないかという意見も出たんですけど、調整して節減に努めてほしいというふうにまとめています。

3、総務のよりよい電算システムとは、オフコンを廃棄すると、パソコンシステムに切りかえると、住民に対して機能アップし迅速に対応ができるよい方向になるというふうに答えを聞いています。

4、民生の後期高齢者制度につきましては、国や県の方針に基づいて実施はしますが、「広報たいし」やホームページ、機会あるごとに徹底して理解していただくように努力するというふうに当局の答弁を聞いております。

5、衛生のごみ収集負担金の節減につきましては、これは単価が上がっているにもかかわらず還元されていないのではないかという答えに対して当局は、雑入の中に入っていると、答えを聞きました。しかし、清原議員の方から5年間全く変わっていないではないかと、積算根拠を資料提出を望みたいというふうな質問をしていただいたんですが、当局は自分で求めてくれと、それはないやろうということで、揖龍衛生に請求してみると、そういう答弁があったんですけど、いまだにそのままになっていると、そういう実態です。

シルバーの件ですけど、男子126、女子61、計187人登録されているようですが、適材適所に配置してと言われておりますが、何か公平性を欠かないようにと、平等にという声が上がりました。

商工費につきましては、観光協会をアピールと書いてあるがと、活動してないではないかということにつきましては、商工業が活性化するようにガイドマップとかカレンダーとかいろいろして宣伝し、削減はせず活性化するように期待しているということです。

給食センターの件につきましては、所長が重点目標のところで昭和48年から35年経過していると、そこで危機管理のマニュアルをつく

って安全・安心の給食運営をしていきたいと、こういう答弁があったんですけど、その中で建設ありきかという質疑が出まして、いや、そうではないと、基本構想策定に基づいて検討していきますと。また、先ほどの建設ありきかは清原議員の方から出まして、次服部議員の方から洗剤混入の事件の処分はどうなっているのかという質問もありましたけれど、取り調べ中なので起訴されませんでしたらまた考えますという答弁を受けております。

以上です。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑ありませんか。

12番上田富夫議員。

○上田富夫議員 私もいたずらに質問を引っ張るつもりはないんですけども、ただごみのことについては自分で見つけてこいというて、ほんまにそんなこと言うたんですか。だれが言うたんや、そんな、むちゃくちゃなことを。おかしいんちゃうか、そやけど。何かほかの言い回しで言うた、これ常識では僕はちょっと、何ぼ何でも当局がこんなむちゃくちゃなことを言うとは理解できへんのやけども、もし万が一でも言うとしたということなら、こりゃもうむちゃくちゃな暴言もええとこでっせ。自分で見つけてこいというて、ほんなら自分で金出して5,000万円出せと、自分の懐から追加分を、いやいや売り言葉に買い言葉で、そないなりまっせ。だから、それはちょっとここで論議する必要はないんですけど、しかしもうこれ10年も15年も前からもう競争入札しなさいよということを言うてきとんやから、ほいで世の中はもう変わっていきよんやから、例えば国やったらガソリン税の問題の一般財源化でもそうでしょう。何だかんだ言うて、すごく抵抗はしよるけども、やっぱり世論には勝てんというか、方向が若干違ってくるやん、今までの世論の何で。太子町はやっぱり何ですか、議会がいろいろ言うてもあかんと、要するに文句あったら選挙で勝ってこいと。だけどね、町長選挙は4年ごとでしょうから、それで信任

されたというふうに思われとんか分からんけども、我々議員やったら4年ごとに改選して迎えてきよんですからね、やっぱり世論の動向というのもあなた方が感知する以上に我々も感知しておると、私は思うわけなんです。ですから、金額が少ない金額やないんですよ。どこでどんなに調べたって高い、どこと比べたって。僕は日本国じゅうと比べてもここが一番高いんと違うかと思う、ほんまに。トン当たりやったら、加古川やったら4分の1ぐらいちゃいまっか。すごい安い。6万人のA社とB社で分けてどないしてしよるというたら、A社が6万人、B社が6万人分けとるわけだ、加古川26万やから、その半分で13万で6万ずつ分けとるわけですね。それがパッカー車5台でやりよんですよ、1社が。だから、結局6万人をパッカー車5台、それからあとの6万人の方を同じ条件と。だから、太子の倍の人口、大方倍近い人口のごみ処理をしよるわけですね。ほんで、パッカー車5台やから、そんなに無理なことはないんですよ、それでね。ほいで、それはあなた方午前中に収集を終えんと1日かかってやるからそうなるんでしょう言うたら、違いますよと、もう大体1時過ぎ、2時には済みますと、全部。だから、太子と条件そんなに変わらんやん、太子町やったら午前中というても、やっぱり多い日は1時過ぎまでかかりよりますやん、1時、2時ごろまで。それで何で値段が半分以下やと、加古川の場合は。それが分からんのですよ。向こうは日当が高いとかガソリンが高いとかという、それはここと一緒にっせ、条件は。だから、そこをその辺まで踏み込んで私は委員会でやってもらえんか思いよったら、自分で見てこいというて言われたら、しゃあないけど、ちょっと委員長、そりゃそこらでやっぱりけんか売ってもらわな困るなあ。

それから、学校給食については、これもですね、7,000万円以上の金で委託しとんやね。7,000万円というたら、今までのこっちが持った人件費の総額よりも多い金額で

すわな。そうでしょう、6,000万円ほどやかな、人件費は、役場の職員とパートの職員と含めて、そうでしょう。それよりも多いんでっせ。ほいで、まだこっちから役場の職員が1人が2人行くんでしょ。ほいで、パートも行くんでしょ。パートは向こうが今度は採用することになるんやけども、民間委託したら安うなるからということでしたんやけども、7,000万円も増えとんのや。ちょっと予算書の中身を比べてみてほしいわ、ほんま。1億5,000万円から6,000万円のうちで7,000万円も増えとんやで。大方倍近くなった、倍とは言わんけども倍近くにまで増えとんやから、それが何でそんなもんを民間委託するんや、わけ分からんのやと。事件を起こしたというのも、あれは僕は失政やと思ってらんですよ、政策の失敗と一緒になんよ、政策の失敗でああいう事件を起こしたんや。その反省も全然できてないし、こんな予算で税金やさかいというて人の金やと思うてどぼどぼどぼどぼへ捨てるように使われたらかなわんのやわ。予算というのは町民と町長との約束でっじゃないかいな、こういうふうに使いますという。そんなもん無駄金に使うんか、使うてくれなんか町民は一つも言うたらへんで。という辺を委員長はちゃんとやっばり当局にただしてもらわなにかんのやけども、聞くとおところによると余りそこまではいってないようです。けども、再度委員長確認だけしときます。今さっきの委員長報告以上にはいってないということですか。

○議長（北川嘉明） 花畑奈知子議員。

○花畑奈知子議員 はい、今先ほど報告しました以上は出ておりません。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありますか。

14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 私はやっぱりきちっとすべきやと思うんですが、この審査意見はどういう意味を持つかということについてどういうふうに見ておられたんですかね。上田議員がおっしゃるのはもっともやと私は思います

よ。この歳入3項目、それから共通項目4項目、それから各款の中で総務で6項目か、それから民生で4項目、それから衛生で3項目、労働1項目、農林水産3項目、商工で2項目、土木で1項目、消防で1項目と、教育で8項目と、こういうふうな審査意見をつけるということは、当然審査意見について内容をしっかり踏まえて、そして私は当局に注文をつける、今の予算の内容では予算に承知できないところがあるので注文をつけると、こういうものが意見だと思うんですね。また、執行に当たっては、その注文をしっかりと踏まえて執行すると、そういうもんだと思うんですがね。そんな意識はあったんですかね。その点が大事だと思います。その点について説明をしていただきたいなと思いますし、歳入についての収税管理室の機能強化っていうようなことが触れてあるけども、機能強化ということはどういうことなんですかね。内容的に具体的に機能をどう強化するかということがあって初めてなんですけど、それによってもやっぱり税っていうのは生活が非常に厳しくなった中でなお取り立てるといような状況に対しては血の通ったものをしなければならぬし、機能強化で何をやろうとしているんかということが大事でありますから、それらについてはこの意見は何かと。

それから、地方自治体の自立を図るということは、もう既に先ほども意見がありますが、当然一方において自己責任、自己決定、そういうものを盾にいろいろ住民に対しては厳しい方向が出されております。そういう中で、三位一体というのは一方で権限移譲とあわせて財源が移譲されないといけないのに、国の財政事情を含めて次々と補助金等をカットしていくと、こういうようなことでありますから、それらについてどうせよと、やっぱり議会ですからあるべき方向を示していかなければならぬんじゃないですかね。

それから、県の行財政改革と称するものについても、住民負担の増大に結びついていく福祉医療を切り捨てて住民負担を増大させる

と、だから影響を及ぼすと触れてあるんですけど、ただ理解を得たらええんですか。違うでしょう。こういう意見ちゅうのはおかしいと思うんですよ、議会ですから。

それから、先ほども出ておりましたけれども、歳出の共通事項の中で、まちづくりについてですがね、これは再三言ってることではありますが、裏づけとなるものは何ですかね、これを裏づけていくこと。口では参画協働というけれども、その条件を満たす、また条件を確かなものにする、そういうことが議会として注文をつけるんだったら注文をつけるべきではないですか。

それと、危機意識も、これ研修ときちっと重なりますかね、この意見が。私はこれについても今日給食センターで起こった事件を含めて危機意識の欠如は幹部を初めとしてこれが現実にある、すべての行財政事務についての危機意識があって当たり前だと思うんですね。だから、その中で改革意欲っていうのはどういうことを指しますかね。

それから、負担金補助については、具体的に一つ一つを洗って、少なくともこれまでに負担金補助及び交付金の性格をしっかり整理をして、その目的に従って効果を検証する、ということ違いますか。それが委員会でどう行われたかが問題だと思うんです。つき合い的なものを整理せえと言うてきた、そういうことがこの中では出した効果だけ検証しとったらいけないんですよ。その点もどうなんですかね。

それから、総務費関係の自主財源についても先ほどありましたが、今の答弁では自主財源の確保に努めるという形になるんですかね。当局が言ったことじゃないんですよ、議会が注文つける意見ですから、違いますか、そこらのはっきりしないからおかしくなるんだと思います。スリムで効率的な行政運営とは何ですかね。この意見が議会側になかったら、こんな意見書かれへん思うんよね。その辺もはっきりさせていただきたいと思います。

それから、入札制度についても再三私は言っとなんですが、単純に不正を防止するだけではなくて、やはりここにおける無駄を省くことにもなってくる、そのために公平、公正な入札とあわせて無駄を省いていくような、そういうことがなかったらいけないから再三言ってますが、これはこの意見でそうなりますか、注文ついてますか。

それから、民生費の特に後期高齢者、これはもう本当に許しがたいものなんですが、住民に周知徹底したらいいんですかね。そのぐらいのものです。広報あるいはホームページで理解を求めるんやと、そんなもんちゃいますやろう。中身が分かれば分かるほど問題点が出てきて、国会での今の動きになってるんですよ。その辺の認識なかったら、なかなか言えるもんじゃないと思うんですがね。いかがですかね。

それから、衛生費に係る健診率を高める、それから町民の健康維持と疾病の早期発見、早期治療という、これは当たり前のことなんですが、具体的に健診率を高める手だて、さらには健康維持の手だてというのは少なくとも昨日も、何のテレビだったかな、いわゆる手の腕からカメラで動脈、いわゆるがんを摘出するような有名な先生のところで検査を受け治療を受ける、そのためには旅費も使うて移動する、そういうようなことが昨晚の放送でしておりましたけれども、やはり医者との信頼関係を含めて健診を受けていくということが裏づけられていくようなことを含めて場所と機会を拡充することが必要だと思うんですが、そういうことが提言されるべきではないですか。

ごみ問題については、今のような形のようにですけども、それでは承知できるような問題ではないし、負担金の軽減は運搬費だけではないですわね。その辺を私も加古川で上田さんとは一緒に調査させてもらったんで、本当にこういうあり方というのは大事なあとと思いました。そういう点からすべてを明らかにした上で、あるべき契約にしていけることが大

事であります。そのためにはやっぱりすべての情報が提供される、当たり前の話だと思いますが、その点再度確認をしておきたいと思います。

それから、農林水産業費に係ることで、特産品を何と心得てこうなのか、だからまた後継者育成というのは大事なことなんですが、後継者育成のために町が何をせえということが必要なんじゃないですか。

それと、商工費でも活性化と協議、行政が積極的役割、これどういうこと指しますかね。抽象ではぐあい悪い問題だと思いますので、指摘しております。

それから、給食センターについては先ほどもございましたが、こういう事件が起こるべきして起こった、そういう中での経過があるということ、基本構想の策定の問題だけではないと思うんですよ。安心・安全の給食を供給するという点で何が必要かということが出されてしかるべきだと思うんですね、事件が起こった後ですから。これも具体的にしてもらわないと、これは何かというときに説明できないんじゃないですかね。その点を説明いただくことと、それから繰出金がまともかということ、これは無駄を省くということでは大きな問題です。それから、委託料、工事請負費、ここにどれだけの審議が及んだかということにもなるんですが、この意見の中には何らありません。金抜きでこれでよいかというのは問われております。議会は議決を求められているんで、確信をもって議決に参加できるような条件を確立する、あわせて委員会は委員会構成員以外の者がこの報告をもとに判断をすると、その下審査ですから、しっかりと判断できるような報告をするということが大事ですから、その点はどうか心得てやってこられたのか説明してください。

○議長（北川嘉明） 花畑奈知子議員。

○花畑奈知子議員 歳入の3の県の新財政構造改革におけるというこの点については、先ほど答弁したとおりです。

歳出4の負担金の件ですけれど、負担金の

件につきましても先ほど上田議員の答弁にかえさせていただきます。同じです。

それから、歳入の機能強化とは何を指しているかということと言われたんですけど、それも先ほど上田議員の答弁に……

（「それだれも言うってないよ」の声あり）

違いますか。だから、機能強化ということは、町の滞納とか徴税をアップさせるように努力すると、していただくという意味を指しています。

それから、県の……

（「予算委員がもっと取りまとめてちゃんと委員長報告させてくれえやあ」の声あり）

県の行財政の住民負担は、これはどういうことやったかいね、ちょっとそれを飛ばして、歳出のまちづくりの件については、裏づけは何かということと言われたんですけど、それも先ほど答弁したとおりです。いろいろの、ちょっとどうやったかいな、各種団体の補助金が平等に整理し節減されるようにということの意味しています。

それから、総務の自主財源に努めるとは、本会議でも質疑がありました議員の声を全部上げて当局に議会としての意見を注文をつけております。

それから、入札の不正防止については、無駄を省く……。

入札不正防止、無駄を省くと、公平に行うというふうに申し入れをしております。

それから、後期高齢者は徹底したら住民にお知らせしたらよいのかということなんですけれど、住民の立場に立ってよく理解していただけるように周知徹底してほしいと、こういうふうに申し入れしております。

それと、健診率を高めて町民の健康を守っていくと、維持管理していくように努めてほしいということを強く申し入れています。

それから、ごみは運搬費だけではないと言われたんですけど、具体的に何人かの委員の方から申し入れをし、経費が節減できるよ

うに強く要望をしております。

それから、農林水産の特産品は何を指しているかということですが、これは皆さんご存じのようにいろいろ特徴をとらえた製品をつくり、いろんな交流会でいろいろアピールしていると。後継者育成はだんだん後継者が減っているんですが、新しいことに関心を持って何人かが強く取り組んでいるというふうにお聞きしております。

それから、給食センターのことですが、これも委託してこれでいいのかということなんですけれど、その前に上田議員のときに答えたとおりで、あとは給食特別委員会ができておりますので、そちらの方に全面的にお譲りして、余り詳しくはそれ以上は出ておりません。

○議長（北川嘉明） 繰出金とか委託料のところはどうですか。繰出金と委託料についてはどうですか。

続けて答弁。

○花畑奈知子議員 それについては出ておりませんので、協議しておりません。

○議長（北川嘉明） 何点か抜けてると思いますが、ほかに質疑ありませんか。

もう一度お願いします。

14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 くどくど言うつもりはないんですよ。ないんですよ、最初に言うた意見はどういう意味を持つかというのは、そういう答えせなあかんがな。そうやろう。注文をつけたいんですよ。注文をつけるとは、これじゃぐあい悪いということがなかったら注文つけてもいいわけじゃ。分かる、あんた。私、言うたんやから。それで、委員会は下審査機関やから、構成メンバー以外がよく判断できるように報告をすんや。その答えもないんですよ。これ基本的なことなんやから。私、言うたやん。書いとうへんのかい。言うところがいいな。言わんこと言わへんのじゃ。

だから、こういう意見ということについての考えがきちっと整理されないまま、そこで審査をされたからというてこういうことがあ

りました、こういう答えを得ております、そりゃ違うやろうと、私はそれ言いよるんや。分かったか。そっちが分からんだら、それこそさっきの話じゃないけども、かじ取りできへんじゃろ。それを私は言いよるんや。

周知徹底、高齢者でも単純にそういうふうに分ければ分かるほどに私聞いたんや。今そうなんですよ。どう責任をとっていかなあかんかというぐらいのものですわ。

それから、特産品とか後継者についても当たり前なんですけど、これらのことは、ただ何をどう育成せよというのかというのが大事なんや。ああ、なるほどと言わしめなんたら。後継者についてもそうです。今、深刻です。その深刻な中でどうしたらこういう後継者が出てきて育っていくかということなんよ。それも分からなんたらおかしいですよ。

それから、商工費についても行政が積極的な役割、どんな役割を果たせと注文つけたんやと言うとるわけ、つけるんやと。なかったら、結局これこんなんが出ましたというだけに済んでしまうから言ってるわけですわ。

また、健診についても、機会の拡充がなかったらそれ以上広がらんだろうと。ましてや、何でテレビの番組を持ち出したかと言いますと、信頼関係によって大きく違うんです。それらのこともしっかりと注文をつけていくんなら注文をつけていくようなことにしないといけないということを私は言ってるんです。違いますかね。

それから、機能強化の問題も集めてください。機能をどう強化するんかというて、こういうふうにしてはどうかということなんですよ。違いますか。

それから、県のことにしても、住民に理解が得られるように求めることというて、もうとうにこれ進んでしまっておりますね。そういう中でどういう理解を得て辛抱しなはれと言ってるんですか、これは。違うんじゃないですか。県に意見を言わなあかんのちやいまず、議会も。あわせてやることがあるはずですよ。

それから、共通の中のまちづくりの企画段階からいうことは、裏づけというのは何かありますわね、私何回も言うてます、ここで。自治基本なり、条例なり、住民参加条例なり、担保すべきものをつくれということなんや。そやなかったら、こんなもん言葉ですよ。それこそが注文と違いますかと言うとるんよ。

危機も私が言うたのは、単純に財政危機というのは、これを何も知らない職員がおったらもう話にならんけれども、幹部を含めて危機意識が欠落しとるんとちゃうかと思えますし、これは財政面、それから全体の管理面が重なる部分ですから、職員研修で改革意欲に結びつくものなのかなと思いますから聞いた。一緒にたにしたら、これ難しいですよ。そういうふうに思いますが、いかがですか。

それから、負担金補助なんかについてはとことん目的に従って整理をしていかないといけないんですが、それぞれの補助、負担、交付の基本的な考え方が整理されておらないと削減整理はできないんですよ。だから、付き合い的なものまで整理をまだし切らんというようなことがあるから、この点についても注文に値しないんじゃないかなと思うんで、具体のことをやらないといけないと思うんですが、その点があります。

それから、スリムでというのはどう考えとってんですかと言うたんですよ、私は。今のよう組織体制ではスリムで効率的にならないんじゃないですか。そういうことまで踏み込んだことがこの中に秘められとるなら秘められとると、内容ですという説明が欲しいわけですよ。

それから、入札制度についても一般競争入札をもうとうにというようなことではやっておりますというて言うてますやん。もう徹底を図ることと無駄を省くということの中に公平性、透明性が求められるんですよ。そういうようなことが具体的に書かないといけないんですよ、こういうことは。何も分からんでしょう。もともと不正入札を防止、不正入札があ

ったんですか。

ここらが大事になると思うんです。だから、あえて私は分かっとるのが何を言うよらんやと言われるかも分からんけども、こういう下審査機関としての役割を果たしてないと思うんで、あえて言いよるんですよ。違いますかね。説明してください。

○議長（北川嘉明） 委員長、暫時休憩して、委員協議していただけますか。

この際、暫時休憩します。

（休憩 午後2時16分）

（再開 午後3時39分）

○議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計予算委員会委員長花畑奈知子議員。

○花畑奈知子議員 休憩中に全員協議会を開いて事前調整をさせていただきました。

次のとおり答弁します。

下審査機関として役割を十分には果たしたつもりでしたが、審査報告内容に不満もあるかも分かりませんが、以上のとおりですので、よろしくお願いします。

ただし、当局に対しては、まとめた意見を真摯な態度で前向きに取り組んでいただきたいという意見をつけて報告を終わります。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

9番嶋澤達也議員。

○嶋澤達也議員 何点かですけれど、ダブらないようにお尋ねします。

まず、給食費の部分で、先ほどの答弁で給食センター特別委員会であるから、そっちの方に振るというふうなことの答弁がありましたけれど、それと今回の予算委員会とは別物だと思います。それで、そのことの委託にして人件費で7,000万円にもなると、いわゆる1,000万円のアップになってますね。これについては予算委員会でどこまで審査されておりますか。その点、再度お尋ねします。

それと、ごみ収集につきましても先日同僚議員からの加古川での新聞報道を各全員にお

知らせいただきました。それについてその後予算委員会が開かれておりますので、その資料等を非常に内容的に、言いましたら有意義に加古川で改革をされております。それについてこのごみ等の収集運搬経費の節減に努め、負担金の軽減を要望するという事を審査意見の見地ですけれど、どこまで素晴らしいというか、大きなもの50%ぐらいの軽減になる情報を得られれば、当然予算委員会の中で検証をしたいと思いますけど、その検証をなされたかどうかということと、それから例を挙げますと、特産品の育成を図ることということで書いてありますが、本来この特産品の育成を図ることですけれど、当然予算でその育成を図ることが十分にできてるかどうかということと、各高齢者の健康づくり云々の欄もありますけど、これについても高齢者が安心して生活を送れるように努めることと書いてありますけれど、いろいろなことを言いたいんですけども、全体について予算と意見との整合性はどこまで審査の対象に入っているかということをお尋ねします。

○議長（北川嘉明） 花畑奈知子議員。

○花畑奈知子議員 給食の特別委員会があるから、そちらに譲って私たちは考えないというような、そういう意見は別段出ていません。以上、そこに報告してあるとおりしか審議しておりません。

それから、ごみ収集については、加古川の件も資料を皆さんいただいて、確かにへえっとびっくりしました、私自身も。けれども、それを例に挙げてどこまで検証したかと言われましたが、その時点ではただ新聞報道を見ただけで、はっきりと分かりませんので、検証していません。

それから、特産品の育成ということですが、これは特産品がイチジクとみそ、それに関係するいろいろ品物をつくって販売し、アピールしておられますけれど、そういう農業委員会の関係でそばをつくっていいということで、5名の方が若者が申し出られて、結局は3名に人数が減ったけれど、その人た

ちは特にそばを育成して太子町に広めたい、全国に広めたいというふうに希望を持っておられるというように聞いていますので、素晴らしいことやなど、大いに進めてほしいというふうに話し合いました。

高齢者が安心して暮らせるかということで、すけれど、安心して暮らしていけるように、そこに報告しておりますように、皆で話し合いました。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑ありませんか。

嶋澤達也議員。

○嶋澤達也議員 立ったらまた制限されますんで、私の問いは、問いの答えになってませんので、再度、これ座ったらもう制限されますんでね。だから、私の問いを分かっとってないんですわ。私は整合性があるんですかということ、それが審査されとるんですかって尋ねてるんです。そばがどうのこうのって尋ねてませんよ。

それから、給食センターについても、人件費がその金額について審査されましたかということをお尋ねとるんですよ。全然答弁になってません。まあ、座るわ。

○議長（北川嘉明） 花畑奈知子議員。

○花畑奈知子議員 給食センターのことは前の上田議員の質問のときに答えたとおりです。

以上です。

○議長（北川嘉明） 予算と意見が整合しますかというところの答弁をお願いします。

花畑奈知子議員。

○花畑奈知子議員 桜井議員や上田議員のときにも出たと思いますが、前の答弁のとおりです。

（嶋澤達也議員「出てないやんか、桜井議員も上田議員も」の声あり）

○議長（北川嘉明） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（嶋澤達也議員「議長、そんなん答弁になってないやん」の声あり）

再度、じゃ、質問してください。

嶋澤達也議員。詳しく質問してください。  
○嶋澤達也議員 だから、予算委員会として本当の予算審査ですから、こういう意見をいっぱい書いておられますけれど、それについて予算はこっだけ見合うというのかな、ことを審査しておられますかということを尋ねておるんですよ。何も難しいこと尋ねるとんどちやいますよ。だから、審査しとった、審査しとるというて自信を持って答えてくれりゃいい。それ以上、わし何も言いよるとちやいますよ。

○議長（北川嘉明） 花畑奈知子議員。  
○花畑奈知子議員 全体会で質疑されたそれぞれの議員の名前も挙げて、7人の委員が徹底して行政に対して議員の声は届くように質疑させていただきました。

（嶋澤達也議員「動議」の声あり）

○議長（北川嘉明） 暫時休憩します。

（休憩 午後3時50分）

（再開 午後3時52分）

○議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

花畑奈知子議員、続けてください。

○花畑奈知子議員 審査に当たっての3番に上げておりますように、各課の平成20年度における重点目標や取り組み姿勢を聞いた後、それぞれの事業内容ごとに質疑を行い、審査いたしました。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑ありませんか。

（「議長、これ削除せいよ、それ」の声あり）

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「動議」「動議賛成」の声あり）

内容を言ってください。

○服部千秋議員 失礼いたします。  
平成20年度太子町一般会計予算案の修正動議を提出いたします。

○議長（北川嘉明） ただいま服部議員から

議案第19号平成20年度一般会計予算の修正の件について動議が提案されました。

ただいまの動議について賛成者がありますので、成立しました。

この際、暫時休憩します。

（休憩 午後3時52分）

（再開 午後4時40分）

○議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第19号平成20年度兵庫県太子町一般会計予算の修正の件についての動議を追加日程とし、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。よって、この動議を日程に追加し、審議することに決しました。

~~~~~

追加日程第1 議案の第19号 平成20年度兵庫県太子町一般会計予算に対する修正動議

○議長（北川嘉明） 追加日程第1、議案の第19号平成20年度兵庫県太子町一般会計予算に対する修正動議を議題とします。

ただいま服部千秋議員外1名から議案第19号平成20年度兵庫県太子町一般会計予算の修正の件に対する修正案が提出されました。

ここで提案者から説明を求めます。

服部千秋議員。

○服部千秋議員 失礼いたします。

予算特別委員会の委員でありながら修正動議を提出し、申しわけございません。不手際の悪かったことをおわび申し上げます。

では、議案第19号の修正案の趣旨説明をさせていただきます。

お手許にはこの修正動議に関する修正案が配られているとおりでございます。

当局に対しては、議会の意思として、議会運営委員会、全員協議会を経て、昨年12月6日付で議長名で、町民の相談に応じたり、また議員の控室、相談室となるべき議員用の部

屋とその職務遂行に必要な役場で使えるコンピューターやケーブルテレビの放映についての調査、研究、協議の開始等を当局に要求してきましたが、12月14日付でできない旨を主体としたご返事がありました。

議会側が言ったことに対して何も100%かなえるべきだというつもりはありませんが、予算を組まれるに当たって、当局がその気であれば議会側との話し合いを持っていたいて、議長や議会運営委員長等と話し合っていたくこともできました。予算に反映していただくことができたわけですが、そういうこともされることなく、文章で正式に断られただけの状態でありました。

予算委員会のときの町長とのやりとりの中で、私の方から修正案に触れる発言もしていますし、また本会議の席上でもいつもは声を荒立てない私が情報共有に前向きととれない当局の姿勢に対して物を申させていただいたことはご存じのとおりです。

本日、朝の全員協議会の席で、コンピューターだけでも議会にということを議員の皆様へ投げかけ、この修正案を提出させていただいております。

当局はよく当局と議会は車の両輪としてと言われるわけですが、私は当局に敬意を払っています。はっきりと敬意を払って接しさせてきていただいたと申し上げておきます。また、特に職員の皆様にはお仕事ご苦労さまという気持ちであります。

しかし、当局は議員のことを中にうるさく聞こえることを言う議員がいると、議会とは文句を言うものだと思われているのでしょうか。車の両輪という言葉にしても、情報の共有ということについても、どうも当局は口で言われることとやられることが違う場合があるように思われます。

議員にはいろんな人がいるのは当たり前ですし、当局と違った意見を言う議員が悪い議員ではありません。当局からは議会の方を向いて仕事をしてしまうことになるのと、議会の方を向くことに否定的に聞こえる答弁もあ

りましたが、私たち議員は町民の皆様の方を向いて仕事をしており、当局が議員の方を向いて仕事をされても、それはすなわち私たちの向いている方向、すなわち町民の皆様の方を向いているのと同じであり、つまり同じ方向のベクトルで仕事をしているわけですから、もちろん議員それぞれには考え方の違いはありますが、それぞれの議員がそれぞれ町民の皆様のために責務を果たしているのですから、議員が言っていることに対して、当局は謙虚であってほしいと思います。

情報の共有は大切なことであります。また、近隣の姫路市やたつの市を見ても議会には複数の部屋が割り当てられています。私たちの太子町とは雲泥の差であります。また、議会がホームページを作成するにしても、コンピューターは必要です。議会事務局職員のコンピューターをさわらせてくださいというわけにもまいりません。調査するためにはコンピューターも必要です。

現実的に無理なことについては、当局と議会はお互いに話をし合えばいいわけです。現実的な解決策をこのことに限らず、当局も議会も真摯な姿勢で前向きに切磋琢磨しながらよい緊張関係を持って町民の方を向いて取り組んでいくべきだと思います。

このたびは従来から議会として正式に求めているコンピューターとそれにかかわる部分について修正を求め、情報を共有し、議員活動を少しでも充実させ、町民のために働きたいと考えるものであります。

当初、議会費の中で予算組みをと考えましたが、議会事務局のコンピューターも予算書の63ページの電子計算機費の中で処理されているため、議会用のコンピューター、プリンター、インターネット接続料ほかをここに入れて修正案を作成いたしました。

私は、当局と議会が切磋琢磨して情報を共有しながら町民の皆様のために働けるということ望んでいます。本修正案については何も町長の執行権を侵すものではありません。私の気持ちは予算特別委員会や本日朝の全員

協議会で述べさせていただいたとおりです。  
この趣旨にご理解の上、議員の皆様のご賛同をお願いしたく、心からお願いを申し上げます。

（「内容説明せんのんかいな、そんな一般論だけ述べて」の声あり）

内容につきましてご説明を申し上げます。

お配りしています２ページでございますが、平成20年度兵庫県太子町一般会計予算修正案。議案第19号平成20年度一般会計予算の一部を次のように修正する。

第１条中「83億6,915万1,000円」を「83億7,015万1,000円」に定める。

第１表歳入歳出予算の一部を次のように改める。

ここの表に書いておりますように、繰越金のところの額を１万円増し、歳出に当たっては総務管理費のところを繰越金を100万円の分を歳出の総務費のところ100万円ということでございます。

３ページをお願いいたします。

２款１項７目電子計算機費のところ、先ほど申しました100万円を追加し、議会用のコンピューター、プリンター、インターネット接続料ほかに使いたいという提案でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 間もなく定刻の５時が来ますが、会議規則第９条第２項の規定によって会議時間を延長します。

提案理由の説明が終わりました。

これから修正案に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

13番村田興亞議員。

○村田興亞議員 ただいまの修正提案につきまして質疑をさせていただきます。

まず、発議者として服部千秋議員がただいま趣旨説明があったわけでございますけど、午前中の全協あるいは予算委員会の委員長の報告については、先ほどご存じのように、審査結果については全員賛成で可決すべきものと、こういうことで我々は全議員が予算委員会については賛成をされたと、こういう解

釈。

しかも、服部議員の発議者に対しては予算委員会に入られているわけです。先ほど趣旨説明の中で入っておりながらということはありましたけど、やはりそういう議会のルール、そういうことについてしましたら、その時点で自分の意見を一部留保するとか、あるいはこれについてはおかしいということで十分論議する時間もあったと思うんです。その中で全くされず、それから意見留保あるいはそれに対する審査意見も出ていない段階で、我々はこの段階できちっと全員賛成ということを経験した後に猪突にこういうことを、あなた自身としては修正動議を出すというような発言はあったとしても、我々議会としてのルールではこういう形できちっときょう出されたということについては非常に不可解も感じますし、やっぱりルール、それから片方では全員賛成をしまして、今回についてはこれはおかしいんじゃないかということに対しては非常に疑義を感じますので、その辺についての提案者の答弁をお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 先ほども皆様に私の方から最初におわびをさせていただきましたように、私の不手際の事柄につきましては本当におわびを申し上げます。

予算委員会の中で委員協議を委員長の方にも私申したいことがあるので、時間を少しいただけないかということをお願いし、していただきました。また、その日だったと思うんですが、議会事務局の方にこの修正案をつくってもらえないかという相談もしました。

しかし、その委員会の協議の中で、これはフリーにトーキングをしていた部分でございまして、記録に残っていないんですけれども、同じようなことについてはお話をさせていただきました。

しかし今、村田議員がおっしゃられますように、私自身の不手際の部分があります。このことについては改めておわびを申し上げます。

せていただきたいと思います。

○議長（北川嘉明） 村田興亞議員。

○村田興亞議員 おわびはいただきましたけど、そこでちょっと1点だけ確認したいのは、あなたは予算委員会の中に入って、今提案がありました電子計算機器の件について十分そういうことを当局と含めて議論されたか、それだけ確認しておきます。

○議長（北川嘉明） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 議事録ができ上がりましたらお読みいただきましたら、多くの発言を、ある方はその中にいた人が後でしつこいぐらいいやったと言った方もおられましたけれども、私もしつこいほど申し上げました。

これはご承知のとおり、ここの本会議場においても私は八幡副町長に対しても申し上げましたし、また予算特別委員会の中でも町長に申し上げたところであります。

私は何も当局とけんかをしたいと思っていないわけではありません。しかし、議会が議長名で出したものに対して、私はよくこのことに限らず、自分が相手の立場だったらどういうふうに対応するだろうかと思って行動しておりますけれども、手紙で無理ですということだけでなく、一緒にもし協議しようというお気持ちが本当にあるのであれば、わしらこう思うけどな、ここ実際無理なんやけどなというふうに話し合っ、て、当局もまた反対に私たち議会も当局に対して接していくべきだと思っております。

以上です。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

4 番上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 修正案に対しまして質疑をさせていただきます。

発議者のお二人は予算委員会でおられたということで、今先ほど村田議員の方からも質問がありましたが、恐らく謝られておられるのはこの行為に対してのことだろうと思います。

私も確かにその議会のルールに対しまして

は謝ったことには過去にはございましたので、強く言えない立場でもあるかもしれませんが、今回の件は、やはり議会が求めている内容、部屋の確保であったり、議会が活動するためのさまざまな活動を獲得していくためには当局に議会運営委員会としてのまとめ、それを当局へ投げ、そして返答いただく中にも私はもっともだなと考えるところは、その使途あるいは理由がどれだけしっかりしているかということが大切であるのではないかなと。

確かにパソコンであったり議会が活動していくための、先ほども説明の中で進んだ議会の形としての情報の共有あるいは調査、そういった意味では、使う道具としては私も求めている気持ちは同じでございます。しかし、おっしゃるように、予算委員会におられた、論理的におかしい内容ではあるわけです。

今回求められた理由を謝ることなく、どうしても欲しいんだという理由を述べていただきたいというのが1点。

もう一点は、具体的な使途についてどうお考えか。私も議運の中で早くから議会の改革案に対しましては意見を述べ、それに対し、必要ではないかということで声を上げてきた人間であります。検討を現在も行っている中で的一致がとれていないがゆえにこういった形になっておるのではないかと私は感じておるわけですが、その内容との間について述べていただきたいと思います。

○議長（北川嘉明） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 なぜこのときにかということでございますけれども、私、予算委員会のときも本当に悩んでました。それから、終わった後も本当に悩んでいました。

しかし、根本的なことは、議会の立場としては、私は個人的なことを言わせてもらえば、全部が全部議会の中の決めることが全部同意でないことであっても、議会全体が議運を経て全員協議会を経て決めたことについては、私の意向に沿わないことであっても従い、そのようにさせていただいております。

このことにつきましても、議運を経て、全員協議会でこれで当局に出しますよ、よろしいなということを全員協議会で確認をされ、そしてその上で当局に対して文書を出されました。したがって、これは議会全体の意向として議長の名前で当局に出させていただいたことであります。

そういう観点からいって、私個人とかだれだれさんとかでなくて、議会全体として申し上げたことに対して、その後議長さんなり議運委員長さんなりとお話し合いをされて、むしろこう思うけど、ちょっとこの辺無理やでとか、例えば私は個人的には、部屋をほんまに今きちっとそんなんでできるかなという、そういう疑問の面もないわけではありません。

ですから、私個人的には現実的にできること、できないこといろんなことがあると思いますから、私そういうことも思ってますけれども、しかしながら先ほども申しましたように、議会として文章を取りまとめ、議長の名前で、つまり議長が議会を代表してるわけですから、議長の名前で当局にこういうふうに思いますということを言ったわけです。

それに対して、そういう返事であったのと、予算委員会の中においても、これから考えなくもないというニュアンスの発言も当局からあったことも事実でございますけれども、そのときにも予算委員会で私申し上げたんですが、そういうふうにおっしゃるんだったら、議会が正式にお願いしたときに、先ほどの繰り返しになりますけれども、議長や議運委員長と話をしていただいたらどうだったんですかということは、そのときにも話をさせていただきました。

ですから、私は議会全体というものにこだわっているのでございます。議会というものを、私は当局も尊重しますけれども、当局も議会を尊重していただきたいと、そのように思っているのであります。

それから、今上山議員から使途の件についてご質問がございました。私たちが議会でまとめたときの大まかな大体これぐらいのコン

ピューターの台数にしようじゃないか、プリンターも要るじゃないかと、そういうようなことでございました。そして、全員協議会で朝皆様方にご説明をさせていただきましたとおり、町民の皆様に対するホームページ等も、また私たちもぜひかわってやっていかなければならないと思います。

実際問題、議会の職員の皆様の机の上のコンピュータを私たちが勝手にさわるわけでもありませんし、私たちが議会活動を充実させていくためにそういうホームページを作成するようであるとか、私たちがいろいろこの本会議でも八幡副町長とのやりとりの中でも私申しましたけれども、私たちがどうしてもいろいろ調べなければならない、こちらにいる場合、そういうこともありますし、委員会の中で私たちがいろいろやっている中で、どうしてもこれ今要るといような場合もあるかと思いますが、現実的にはなかなか私たちが自由にできる状況になっていないため、そういうものを充実させて、私が趣旨説明でも申しましたように、当局と切磋琢磨しながらいろんなことに取り組むためにぜひとも必要であると、そういうことでお願いをさせていただいております。

もしこれで答弁が不十分でしたら、また聞いていただけたらありがたいと思います。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 言いたいお気持ちというのは、私も議員としておる中で、やはり当局の答弁が私が思っておる部分を補っておらないと思う場面も確かにございます。また逆に、質問の内容についても同じことも言えるかもしれません。

ただ、使途については、やはり我々も予算を審議する折には、このお金の使途はどうなんだという細かいことを何に使用するかということまで聞くこともございます。そういった部分を考えますと、我々議会が獲得しようとするものが一体どのような形で、本当にこ

ういうふうに使いたいんだ、こういうふうなメリットがあるよということが私が具体的に聞きたい部分なんです、そこは意見としてお持ちでは今回はないということでしょうか。

○議長（北川嘉明） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 お答えをさせていただきます。

先ほども申しましたように、ホームページですとか、私たちがいろいろ活動していく際に必要であると思っています。

それ、済みません、ちょっと具体的にということもと言われているのか、もし言っていただいた方が答えやすいわけですが、私もこれは具体的にいろんなことを、私も家ではいろいろ調べますけども、いろんな項目、例えばこのたびで言いますと、倫理条例の中の道交法の部分がありましたから、その何条とか引いて、これはどういう項目、いろいろ調べましたが、どうしても議会に来たときにいろいろやりにくいといえますか、どうしても時間的なロスの部分とかありまして、私たちが当局と、これは個人的な意見になりますが、対等といくまで私個人ができるとは思っておりませんけども、私たちがいろいろ調べていたり、そういうようなこと的时候にも非常に役立つものであると思っています。

もしこれで足りなかったら、また聞いてください。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから修正案に対する討論を行います。  
討論はありませんか。

まず、修正案反対の方の発言を許します。

11番熊谷直行議員。

○熊谷直行議員 反対討論をさせていただきます。

まず、この修正案の中身について、私は特

に賛成反対という立場ではございません。

きょう午前中の全員協議会で服部議員から説明があったときにも申し上げましたが、今回のこの修正案の発議者が服部議員と井川議員ということで、先ほど村田議員の方からも質問ありましたけども、一般会計の予算委員に入っていると、この報告書にも全員賛成で可決したと、こういうことが報告されております。

服部議員もおっしゃられておりますけど、やっぱり議会と行政は両輪ということですので、やはりそのためにもルールというものは守っていかなければならないと思います。私も過去議会運営委員会の委員長もさせていただいたり、議長も経験させていただきました。そういう中で、やはり決めたことは守っていかないと、議会運営というものは成り立たないと思います。

今回の件にしましても、3月18日の予算委員会で全員賛成という可決されて10日もたっていない今日、きょうですね。修正が出てくるというのも私はいかなものかなというふうに思います。

全員協議会のときである議員から一回決まってもやはり流動的であるというお話も出ました。ものにもよると思いますけども、例えば緊急性、これ以降に太子町においていろんなことが発生して、どうしても修正しなければいけないことであれば、やはりそれは素直に受け入れて修正も考えていくべきかと思えますけども、この件については、私はそういう緊急性もありませんし、あえて修正案を出すべきものではないというふうに判断いたしますので、私は反対といたします。

以上です。

○議長（北川嘉明） 次に、修正案賛成の方の発言を許します。

9番嶋澤達也議員。

○嶋澤達也議員 この案について賛成の討論をします。

まず、いろいろなご意見、いろいろとルール云々とはあろうかと思いますが、やはり議

会改革の一環として、お役所仕事でするずるというんじゃないしに、こういう機会をまず有効に使って、それと予算委員ということもおっしゃってますけれど、やはりそれなりの考え、何とかしたいということのあらわれでこういう提案されたと思うこと、それについての議員としての発言、その要求等は何人もとめられるもんでないと。

ルールということをおっしゃいますけれど、やはりそこにルール、ルールは確かにそうだと思いますけれど、やはり一日でも早く、それなりの前向きな姿勢を何とかしたいということを理解されて、議会改革のため進んでおられることについて私は評価をして、賛成討論いたします。

○議長（北川嘉明） 次、修正案反対の方の発言を許します。

4 番上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 私はこのパソコンを議会の中に持っていくと、獲得したいという気持ちは同じでございます。ただ、先ほどから使途、それから今回求められた理由についてお聞きする中では、どうしてもそれに対して議会改革で求める実現をしようという答えが見えないように感じました。

また、現在議会運営委員会でも検討をしておる中でこの内容について、個人の意見が確かにばらばらの中では、使途についても果たして用意ができた中で、使用が十分に機能として生かせるかというところでは疑問を感じざるを得ません。

そういった部分から、議会としましては、今後その改革の項目をしっかりとまとめ、当局に納得いく形でこれをどうぞ使って下さい、住民に生きる形で使って下さいという形で求めてこそ住民サイドが言う、服部議員の言うベクトルの方向が同じであると考えます。

そういった意味から、今回での予算委員会のメンバーである2人、そして今回の先ほどのお答えの中からのまとめとして、今修正動議には反対をいたします。

○議長（北川嘉明） 修正案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案の第19号平成20年度兵庫県太子町一般会計予算に対する修正動議について採決を行います。

本修正案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手少数）

○議長（北川嘉明） 挙手少数であります。よって、修正案は否決されました。

暫時休憩します。

（休憩 午後5時11分）

（再開 午後5時11分）

○議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13、議案第19号平成20年度兵庫県太子町一般会計予算についてこれから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 ただいま上程をされております20年度の一般会計予算につきまして反対討論をいたします。

予算編成の基本的な考え方で示されております本町が実施する事業を再度見直し、限られた財源を優先度の高い事業に充当し、効果的で身の丈に合った町政を展開していくことが求められておりますということには、私も同感であります。

しかし、総括質疑並びに各予算質疑でも主張いたしましたように、住民税など相次ぐ負担の増大等で住民生活が疲弊している中で本年度の予算であります。編成の基本的な姿勢としては、軸足を住民の福祉、暮らしを支えるということに置くべきであります。しかし、その内容は、一部の必要な施策が見られ

ますものの、全体としては暮らし、福祉関係費の削減、切り捨てという国や県に追随した内容となっております。

地方自治法が自治体の基本的役割と定めております住民の福祉の増進とは、町民の命、暮らし、人権を守ることです。質疑等では申しましたことは繰り返しません、主張した内容こそが今日における住民が安心して住み続けたいまちづくりにつながるものと考えます。

また、自己決定、自己責任を住民に求める前に、特別職が率先してその責任を果たすべきであります。にもかかわらず、特別職の給与削減の継続を昨年度には口にしながら今日に至るもその条例は提案されておられません。これでは自己に甘く、住民に厳しいと言われても当然であります。みずからに厳しい姿勢で臨むべきであります。

他の市町では、財政が厳しい中でも子供の医療費無料制度を小学校6年生までとするなど住民の暮らしや福祉を守り、充実させる施策を展開しております。これらを見習うべきであります。

具体のことでは、委託料、工事請負費等の個々の事務事業に対する予算積算の根拠を示さず、白紙委任を求めていることは到底容認することはできませんし、高値落札や無駄につながる入札制度を改善して、条件をつけない一般競争入札を実施すべきであります。

繰出金についても、国民健康保険、介護保険会計などへの繰り出しと、皮革汚水前処理場への繰り出しを同列視するのではなくて、前処理場はあくまで原因者の負担が当たり前であります。その財源を国保等への支援に回し、社会保障皆保険制度の維持、低所得者等の支援、介護助成などその拡充に回すべきであります。

給食問題についてであります、洗剤混入事件と米飯の全面委託を機に安全・安心の給食供給体制等について、原点から改めて検討し直すことが肝要であります。

負担金補助交付金についても、目的と性格

に基づいてその内容を検証し、質疑でも言いましたように、智頭線等の負担等抜本的整理が必要であることを指摘しておきたいと思えます。

なお、町債、公債費の負担を軽減することは、今後の財政健全化にとって不可欠でありますので、財源が許す限り、早期に繰り上げ、借りかえを実施するよう求めておきたいと思えます。

最後に、議会費、議会と議員活動について、施政方針では、自治と連携による力強いまちづくりの中で、これからのまちづくりには協働という視点が重要であり、町政への住民参画や協働のまちづくりを進めるため、まず行政の持つ情報を町民の皆様や議会、企業と共有し、共通の価値観を持つことが必要である。情報公開と説明責任を十分に果たしながら相互理解とパートナーシップを深め、協働のまちづくりを進めてまいりますとっております。

また、町政の進展と住民福祉の向上に新たな決意で臨み、英知の結集と創意工夫を持ってこの難局を乗り越えていく所存。今まで以上に住民、議会、行政が一体となり、総合計画の基本的目標、“和のまち太子”の実現に向け、効率的で効果的な行政運営に努めて、住みよい地域づくりに全力を傾注してまいりますとっております。

ということが本意ならば、議会が要求している議員同士や住民との相談、協議する場を確保し、パソコンが使用できる環境の整備が不可欠であります。早急な対応を求めるものであります。さらに、基本構想、基本計画の抜本的見直しで、これこそ身の丈に合う町政になる方向に整理をする必要があると考えております。

これらの意見を申し述べまして、本予算に反対討論いたします。

○議長（北川嘉明） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を

許します。

12番上田富夫議員。

○上田富夫議員 予算に反対いたします。

理由は、中身が全然血が通った予算になっていない。先ほども言いましたように、高齢者、弱者、特に年寄り、早死ねと言わんばかりの予算であります。

私がずっと精査した中で、歳入では、ざっとですけれども、非常に甘い見方してでも3,000万円ほどの歳入が見込めるものがあります。歳出にいたしましては、これはちょっと厳しいか分かりませんが、私の試算では4億5,000万円、合わせて5億円近いものが、当然私はもう十分見直される金額が出てくると思うんです。その辺が謙虚に出るのが給食センターであり、ごみ処理であります。

したがって、弱い人々、まして高齢の老人に対するそういった予算がないということで、こういう施策の予算を組むということは、私はもってのほかやと思います。

金がないならやむを得ません。しかし、金があるのに違うところに金を回して、本当に困っておられる人たちに対しての手当てができておらないということが私はこの予算の中で一番ひっかかるところなんです。したがって、この予算については反対をいたします。

○議長（北川嘉明） 原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛

成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第14 議案第20号 平成20年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算

日程第15 議案第21号 平成20年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算

日程第16 議案第22号 平成20年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算

日程第17 議案第23号 平成20年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算

日程第18 議案第24号 平成20年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算

○議長（北川嘉明） 日程第14、議案第20号平成20年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算から日程第18、議案第24号平成20年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算までを一括議題とします。

上程中の議案5件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長熊谷直行議員。

○熊谷直行議員 委員会審査報告書を読み上げまして、報告にかえさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第20号。付託年月日、平成20年3月10日。件名、平成20年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成

20年3月11日（火）午前10時から午後4時17分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおり。(2)審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

#### 委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第21号。付託年月日、平成20年3月10日。件名、平成20年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成20年3月11日（火）午前10時から午後4時17分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおり。(2)審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

#### 委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第22号。付託年月日、平成20年3月10日。件名、平成20年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成20年3月11日（火）午前10時から午後4時17分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおり。(2)審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

#### 委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第23号。付託年月日、平成20年3月10日。件名、平成20年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成20年3月11日（火）午前10時から午後4時17分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおり。(2)審査結果は全員賛成に

より可決すべきものと決した。

#### 委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第24号。付託年月日、平成20年3月10日。件名、平成20年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成20年3月11日（火）午前10時から午後4時17分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおり。(2)審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

以上であります。よろしくお願いします。

○議長（北川嘉明） 以上で福祉文教常任委員会委員長熊谷直行議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第20号平成20年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 平成20年度の国民健康保険特別会計予算に関しまして反対討論をいたします。

本会計につきましては、質疑でも申し上げましたように、後期高齢者医療に関する、また条例でも述べましたように、後期高齢者医療に係る支援費等の負担によって国民健康保険税を13.7%も引き上げるというものであります。到底容認できるものではありません。

また、同制度の導入に伴いまして、特定健診メタボリックシンドロームに対する健診の強制で、この経費は個人負担となります。少なくとも強制するわけでありますから、その費用を支援することがあってよいと思います。それらの財源については前処理場への繰入金を削減することによって十分捻出できるものであります。

さらに、4月から始まる特定健診、特定保健指導は、40歳以上75歳未満の加入者を対象に内臓脂肪症候群など生活習慣病に特化した健診や指導を実施いたします。しかし、これに伴い国保加入者が新たな負担を迫られる問題が浮上しております。

これは厚生労働省が、都道府県が作成実施いたします第1期の医療費適正化計画、2008年から2012年度までの5年間に、1つには、特定健診の実施率を12年度に70%、ただし国保は65%と、2つ目には、特定保健指導の実施率を12年度に45%、3つ目に、メタボリック症候群該当者予備軍の減少率、12年度にこの8年度に比べて10%減少という3つの目標を盛り込み、達成を目指すよう指示をしております。

医療保険者に対しましては、この計画に掲げた目標値が達成できない場合、後期高齢者医療制度への支援金を10%の範囲で加算させる仕組み、いわゆる増やさせる仕組みが導入されます。これは2013年度からということになっておりますが、そもそも国保加入者は他の医療保険と比較いたしましても、高齢の加入者が多く、機械的にランクづけをされますと、国保は割り増し負担を余儀なくされると私は思います。病気の早期発見のための健診が数字を追うことを優先する成果主義の健診にならないよう、支援金と連動させたペナルティーは撤廃させるべきだとこのように思います。

これらを内容とした本予算には反対であります。

○議長（北川嘉明） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第21号平成20年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第22号平成20年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。  
これから議案第22号を採決します。  
この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第23号平成20年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 本予算につきましても、質疑等で申し述べましてきたとおりであります。特に高齢者に対する扱いの問題として改めて主張しておきますが、地方自治法の住民福祉の問題とあわせて老人福祉法の中でも老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対してその心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とする。また、基本理念には、老人は多年にわたり社会の進展に寄与してきたものとして、かつ豊富な知識と経験を有する者として敬愛されとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障するものとするという、いわゆる老人福祉法の、また老人を敬う、そういう姿勢でつくられた法律があるわけですが、それとあわせて地方自治法も住民福祉の増進

ということで位置づけております。これらに反する後期高齢者医療制度でありますし、その会計であります。

先に後期高齢者の医療に関する条例並びに国保会計予算の反対討論で述べました内容につきましてはここで繰り返すことを省略いたしますが、この理由によって反対するものがあります。

ただ、今述べました反対討論につけ加えたのは、特定健診、特定保健指導が後期高齢者と規定する75歳以上の町民に適用されないというものであります。これは連合の方で実施をするということになりますが、町民でありますし、本来ですと病気の場合には早期発見、早期治療によって高齢者も差別なく施策が実施される、こういう必要性があることを主張して、本会計の予算に反対討論といたします。

○議長（北川嘉明） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第24号平成20年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。  
これから議案第24号を採決します。  
この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

- 議長（北川嘉明） 挙手全員です。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第19 議案第25号 平成20年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算

日程第20 議案第26号 平成20年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算

日程第21 議案第27号 平成20年度兵庫県太子町水道事業会計予算

- 議長（北川嘉明） 日程第19、議案第25号平成20年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算から日程第21、議案第27号平成20年度兵庫県太子町水道事業会計予算までを一括議題とします。

上程中の議案3件については、所管の経済建設常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長長谷川原司議員。

- 長谷川原司議員 報告させていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。審査した事件、議案番号、議案第25号。付託年月日、平成20年3月10日。件名、平成20年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成20年3月13日（木）午前10時より午後4時50分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおり。(2)審査結果は賛成多数により可決すべきものと決した。

上田委員より、本会議において反対討論を行うので、委員会での討論は留保するとの発言がありました。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第26号。付託年月日、平成20年3月10日。件名、平成20年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成20年3月13日（木）午前10時より午後4時50分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおり。(2)審査結果は賛成多数により可決すべきものと決した。

上田委員より、本会議において反対討論を行うので、委員会での討論は保留するとの発言がありました。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第27号。付託年月日、平成20年3月10日。件名、平成20年度兵庫県太子町水道事業会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成20年3月13日（木）午前10時より午後4時50分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおり。(2)審査結果は賛成多数により可決すべきものと決した。

上田委員より、本会議において反対討論を

行うので、委員会での討論は保留するとの発言がありました。

以上です。

○議長（北川嘉明） 以上で経済建設常任委員会委員長長谷川原司議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第25号平成20年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

12番上田富夫議員。

○上田富夫議員 まず3つ、私の反対の中身が見えますので、一遍に申し上げたいと思います。

まず、審査の中で分かってきたことは、無駄遣いといえますがロスが多い。無理ないと思うんですよ。私は18で高校出てから仕事に入りまして、家の仕事ですけれども、以来50年間事業に取り組んできたわけですが、それでもまだ奥深い、事業というのは。それがはっきり言うて西も東も失礼ながら分からんような人がこれだけの金を使ったらロスが出るのは当たり前だと思うんです。まして人の金ですからね、自分の懐の金やないですから。

それを審査する議員も失礼ながら事業というのが分かってない方が審査するわけですね。そうすると、ええかげんなことになってしまうというのはやむを得んかなとは思いますが。

しかし、それじゃちょっとまずいんで、この3つのそれぞれの特別会計についてはもっ

と真摯に当局も勉強してほしい。分からんならコンサルでもだれでもいいから勉強してください。丸投げでしてまうんやなしに自分らで勉強してほしいと思います。

相手の会社、決算書とか貸借対照表を見て、その会社の内容が分かりますか。多分分からんと思いますよ。東京都のあの銀行があんなお粗末なこと言うるとるんやから、ましてそれは無理ないと思うんですけども、しかしそれにしたってちょっと私は、この3つの会計というのは、これだけ町の財政が皆さん苦しい、苦しいという危機的状態のようなことをおっしゃるとる割には割とのん気に構えて無駄なところが多いんで、そういう意味で、もっと勉強してもらおうという意味合いも込めて、私はこの3つには反対をしたいと思います。

○議長（北川嘉明） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 次に、原案反対の方の発言を許します。

14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 ただいま上田議員の方から、これから3つの会計については反対ということでございましたけれども、本当に経営という点でのことが大事であります。

私はこの質疑でも指摘をしまいいりましたように、この中でも負担金並びに使用料の過年度分の収納に万全を期するべきでありますし、その収納については目標を数値的に明らかにして取り組む必要があると考えます。

あわせてまして本会計の主要な歳入である使用料につながる水洗化率の一層の引き上げに取り組み、委託についても委託ありきではなくて、内部対応に努め、経費の節減を図るべきだと思います。

また、起債の借りかえ、繰上償還が会計に膨大な負担を課しているわけですから、その負担を軽減することが肝要でありまして、一般会計でも言いましたように、財源の許す限り、一層借りかえ並びに繰上償還を

実施するべきであると、こう思います。

そして、何よりも無駄につながり、高値落札につながっている要因を再三指摘をしておるわけではありますが、委託料、工事請負費につきまして、本会計でも委託料の総額は1,962万4,000円、工事請負費は、全体としては事業が一定一段落したために少なくともなっておりますけれども、工事請負費も6,300万円ということであります。

この件についても一般会計で言いましたように、個々の事務事業の積算根拠を示さずに予算を白紙委任にしてほしいと、こういうことを求めていることになるわけでありまして、これは断じて容認することはできません。

この意見を述べまして、本会計予算に反対いたします。

○議長（北川嘉明） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第26号平成20年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 前処理場事業特別会計につきまして反対討論を行います。

この件につきましても、質疑でも主張してまいりましたように、前処理場で処理している水量は月平均4,800トンと、料金は三者協定と称しましてトン当たり210円で、合計料金としましては1,200万円というようなことで計上をされているわけでありまして、これは会計に占める割合というのはわずかに10.13%であります。しかも、この使用料は揖保川流域下水道維持管理負担金の8,805万円、合計ですよ、案分して、を賄う程度だと、このように考えます。

さらに、揖保川流域下水道の建設負担金であります兵庫西流域下水道汚泥処理事業の償還及び建設負担金、これは下水道会計との案分で、ここに計上されておるのは933万8,000円でありまして、これらについても住民の貴重な血税で賄うことは断じて許すことはできません。

国民健康保険への繰出金でも言いましたように、ここへの繰り出しはどぶへ捨てるようなものであります。これをただしますと水質保全に貢献しているかのように言っておりますが、前々処理を代替している程度でありますし、今も現実にそうだと思います。前々処理を各企業に義務づけることを先行させなかった行政責任は重大であります。前々処理施設整備の設置に対しまして一定の助成を行う、その稼働を義務づけ、前処理を今のこの処理場を中止すると、こういうことこそ求められることであろうと思います。

さらに、委託料の5,992万円でありまして、金額明示がないのは、これについても白紙委任を求めるものでありまして、容認することはできません。

以上の意見を述べまして、本予算への反対

討論いたします。

○議長（北川嘉明） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第27号平成20年度兵庫県太子町水道事業会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 本水道事業会計予算につきましても質疑で言いましたような経過があるわけであります。これは料金を平均で34.36%引き上げた内容の予算であると思います。

主な理由としては、さらにこれらを生み出した要因には工場用の需要予測の見込み違い、そのために投資したものを考え合わせてみますと大変なことになると思います。この責任が明確にされていないこと、さらにはクリプト対策で手法の選択によって多大の債務

をしたこと、また本予算におきましても、委託工事請負等で積算根拠が示されていないものについては白紙委任を求めるものであり、許すことができません。

そして、本会計の中で高い水を買って安く売るという仕組み、いわゆる県水受水が会計を圧迫していることは紛れもない事実であります。これの受水は町の判断で本来対応すべきでありますし、これらの制限を加えることによって経営の安定化と住民負担の軽減につながるものと考えます。

以上の理由を述べまして、本予算への反対討論いたします。

○議長（北川嘉明） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第22 議案第30号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（北川嘉明） 日程第22、議案第30号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 本日、追加で提案しました議案第30号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について提案説明を申し上げます。

健康保険法等の一部を改正する法律が平成18年6月21日に公布され、本年4月から後期高齢者医療制度が発足し、75歳以上の方は後期高齢者医療制度による保険料を納めていただくことになります。

75歳以上の方が会社の健康保険などの被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その扶養家族である65歳以上、75歳未満の被扶養者の方が新たに国民健康保険に加入することになる場合は、申請により2年間は保険税の一部を減免する条文の追加が主なる改正でございます。これは被扶養者であった期間に保険料を賦課されていなかった方が国保の被保険者となったことで保険税を負担することになるための緩和措置でございます。

施行日についてでございますが、平成20年4月1日からの施行とすることとしております。

詳細につきましては、副町長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど上程されました議案第30号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

第21条第1項第2号は、議案第29号で5割軽減の判定には、後期高齢者医療制度に移行した者の所得及び人数を含めるよう改正しておりますが、後期高齢者医療制度に移行した者が納税義務者である場合には、その所得及び人数を含めないとする字句の追加でございます。

第27条は、75歳以上の方が会社の健康保険などの被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その扶養家族である65歳以上75歳未満の被扶養者の方が新たに国民健康保険に加入することになる場合は、申請により2年間は保険税の一部を減免する条文の追加でございます。

減免の内容は、旧被扶養者に係る所得割額及び資産割額は、所得、資産にかかわらず全額減免する。

7割、5割軽減に該当する場合を除き、旧被扶養者に係る被保険者均等割額を半額とする。

7割、5割軽減に該当する場合を除き、旧被扶養者のみで構成される世帯について、世帯別平等割額を半額とする、この3点でございます。

申請により減免を行うものでございますが、加入手続等において漏れなく対応したいと考えております。

附則第6項及び第7項は、地方税法の改正に伴う条文の整理でございます。今回上程する改正案についても、議案第29号と同様に地方税法等の一部を改正する法律案が国会審議中であり、関連する政省令についても未公布であるため、今後の国会の審議状況によっては細微や字句に変更が生じることがございます。よろしくご審議を賜り、原案のとおりご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 私はこれまでもこの後期高齢者の関係で言っていました、あくまでもこういう保険に加入しているところから異動の場合に、当然負担が一挙にかぶさってくる、こういうことではありますが、あくまで一時的に凍結、いわゆる施行を延ばすというだけでありまして、実際にはその時期が来たらいわゆる本則に戻していくと、こういう

ようなことであります。

今、国会で提案されておりますような本後期高齢者医療に係る中止・廃止法案が可決することを私は期待しておるわけですが、やはり一時いわゆる一般的に言えば激変緩和というようなことと同じことでありますから、凍結はあくまで解けるわけでありまして、これらのことが今後もこれが施行されていく場合のことを私は今言っておるんですけれども、今後においてもこれらの人たちというのは、今まで負担をしていなかったものが負担をすることになるわけですから、一定の措置が必要かと思っておりますけれども、それに対する対応について説明を求めます。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） このたびの減免につきましては、政府の方から来た措置が講じられるということでの条例減免でございます。それぞれ国民健康保険保険者での判断によるというところでございますけれども、やはり後期高齢者医療の方でも類似の措置がとられておりますので、こうした国の示した内容でもって減免措置をとっていくということでございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 私が言いよるのは、何回も言っておりますように、後期高齢者のうば捨て山で死ぬというのと一緒だと、こういうようなことの中でこれらのことが今まで全く負担せんで済んだ人たちに賦課するだけですから、そういうことはやめるということも大事なわけですから、今施行された場合のいわゆる先延ばしはごまかしです。これを導入していく上でのごまかしだから、このごまかしをそうでないように運営をするということが大事ではないかと言うとるわけです。

それで、これの対象となるべきものは、後の予算でも出てくるかもしれませんが、何人でしたかいね。あわせて説明願います。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 制度につきま

しては、やはり国の方で法律でもって決められた制度でございますので、私からはその法にのっとった施行ということで実施の方を円滑に行いたいというふうに思います。

今、人数のお尋ねがございましたんですが、はっきりした人数というのがなかなか今の段階では出てまいりません。年度が変わりまして4月に社会保険診療報酬支払基金の方からの情報によりましてあらかじめ定まってくるのではないかと思います。国が試算をしております人数から本町の規模に当てはめてみての推定でございますけれども、一応税務課の方からは20名程度ではないかという数字を伺っております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第30号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

委員会開催のため、暫時休憩します。

（休憩 午後6時10分）

（再開 午後6時50分）

○議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

上程中の議案については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長熊谷直行議員。

○熊谷直行議員 委員会審査報告書を読み上げまして、報告にかえさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第30号。付託年月日、平成20年3月26日。件名、太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成20年3月26日（水）午後6時15分から午後6時25分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおり。別紙のとおりとなっておりますけども、まだ作成に間に合っておりませんので、後日配付させていただきますと思います。(2)審査結果は全員賛成により可決すべきものと決しました。

以上であります。よろしくお願いします。

○議長（北川嘉明） 以上で福祉文教常任委員会委員長熊谷直行議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。これから議案第30号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第23 議案第31号 平成19年

度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（北川嘉明） 日程第23、議案第31号平成19年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第31号平成19年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について提案説明を申し上げます。

70歳から74歳の医療費自己負担額の増を凍結するためのシステム改修費用については既に議決をいただいておりますが、このシステム改修費用について補正予算作成時には、国からの補正の情報が把握できませんでした。国より3月10日付で補助率10分の10の高齢者医療制度円滑導入事業費補助金の内示通知があり、この補助金を受けるに当たり、予算書の抄本が必要となりますので、このたび補正をお願いするものであります。

具体的には、歳入において、款国庫支出金、項国庫補助金、目高齢者医療制度円滑導入事業費補助金を55万8,000円追加することに伴い、款繰入金、項基金繰入金、目財政調整基金繰入金55万8,000円を減額するものであります。

歳出においては、款総務費、項総務管理費、目一般管理費について補助金の交付による財源組み替えを行うものであります。

歳入歳出予算の総額は28億8,683万1,000円のまま変更はございません。よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 資料でも、またただいま提案説明がありますように、本制度は後期高齢者医療制度に円滑に導入する事業補助金ということで、なぜこれ、先ほども説明がありますように、10分の10ではありますが、だれかが喜ぶ思うて、またここでごまかそうということがありありと見えるわけですけども、円滑導入と言うたら何ですかね。一遍説明してください。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 事業名の名前についてのお尋ねかと思うんですが、中身につきましては、70歳から74歳の高齢者に対する医療費自己負担増の凍結措置に係るものでございます。そういった意味での事業名ということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 いや、それでだれか分かるかな。円滑導入ですよ。何で円滑導入なの。それで、いろいろ言い出した。私が言いるのは、先ほど説明があるように、国の方が政府がとにかくこれを何とか入れさせようということで、負担が急に増えたらあかんからと言うとるだけでしょ。円滑導入というたらそういうことちゃうんかいな。何で円滑導入なんや。それ聞いとるんやがね。円滑導入というたら何ですかと、何のためですかと。意味分かりますか。

これ何も言わなんだら、円滑導入も何もなしにずっと行こうとしとったんやで。それで、だからさっきの条例でも言いますように、2年間の措置を講じることによって、通常で言えば激変緩和というような形になったりするような性格のもので、ごまかしですやん。ごまかし以外何物もないやない。何で円滑導入と言うんや。それ聞きよるんですよ。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 事業名にまつわることなんです、先ほど申しましたよう

に、自己負担増の凍結措置に伴いますところのシステムの改修という事業の内容でございますので、そういった意味で円滑にこの制度を持っていくというところでの事業でございます。

○議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 私頭悪いんで分かれへんのや。何で円滑なんや。それで、10分の10も出して。ほかのことやったらみんな切りちゃんちゃこにしといて、何でこないことするんやと、皆をごまかすために何物もないんやないかと私思うんですよ。

こういうふうにして入れてしまったら、後は野となれ山となれで、この制度を使って、先ほど来言ってるような国保からも、また後期高齢者と言われる75歳以上の人に対しては、少なくとも医療費がかさむごとに保険が2年ごとに改正されて引き上げられる。もう引き上げマシンみたいなものを円滑に導入してもろたら困るんや、本来は。住民からいうたらね。私それ言いよるんや、何で円滑なんですと。ごまかしに乗るわけにいきませんから聞きよるんですよ。違いますか。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 負担増の凍結に係る一連のシステムの改修を初めとした事業でございますので、そういった意味合いで国の方からもこういった円滑導入事業という名称でもっての事業名がついておるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、議案第31号は可決されました。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午後7時03分）

（再開 午後9時00分）

○議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第24 意見書案第2号 割賦販売法の改正を求める意見書の提出について

○議長（北川嘉明） 日程第24、意見書案第2号割賦販売法の改正を求める意見書の提出についてを議題とします。

職員に意見書案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して熊谷直行議員。

○熊谷直行議員 割賦販売法の改正を求める意見書（案）を読み上げまして、提案にかえさせていただきます。

割賦販売法の改正を求める意見書（案）。

近年、高齢者に対する寝具、住宅のリフォーム工事など、次々の販売被害や呉服等の展示会商法など、クレジットを利用した悪質商法による被害が全国で多発し、ついには多額の債務に追われた消費者がみずからの命を絶つ深刻なケースすら発生している。

こうした被害が発生する要因として、クレジット販売は、販売事業者が消費者の資力等を考慮せずに勧誘、販売を行える構造的な危険性を有している仕組みにあり、割賦販売法も被害防止に向けた対応がなされていないことが上げられる。また、クレジットを利用した消費者被害の未然防止または拡大防止のため、これまでに多くの通達が出されてきたが、余り効果は見られない。

よって、国におかれては、クレジットを利

用した悪質商法の被害防止と消費者の被害回復のため、割賦販売法を改正し、下記事項について措置を講じられるよう強く要望する。

記。1、クレジット事業者は、販売事業者とともに既払い金返還を含む無過失共同責任を負うものとする。

2、クレジット事業者は、悪質な勧誘販売行為を助長するような不適正な与信を防止する義務を負うものとする。

3、クレジット事業者は、過剰与信を防止するための調査義務等を負うものとする。

4、契約書型クレジットについて、カード式の場合と同様の開業規制を設けること。

5、指定商品制及び割賦要件を原則廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月26日。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、産業経済大臣。

兵庫県揖保郡太子町議会議長北川嘉明。

以上であります。よろしく願います。

○議長（北川嘉明） 趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

本案については議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから意見書案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取り扱いについては議長にご一任いただきたいと思います。

ます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。  
したがって、そのように決定しました。

ただいま意見書案第3号は提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。  
意見書案第3号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第2 意見書案第3号 後期高齢者医療制度の中止・廃止を求める意見書の提出について

○議長（北川嘉明） 追加日程第2、意見書案第3号後期高齢者医療制度の中止・廃止を求める意見書の提出についてを議題とします。

職員に意見書案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 長時間になっておる中を恐縮ですが、ただいま上程されました意見書案を朗読して提案にかえさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

先に全協で相談をした経過なんです、読み上げて提案といたします。

後期高齢者医療制度の中止・廃止を求める意見書（案）。

政府は、この4月から75歳以上の高齢者を対象に後期高齢者医療制度を創設するとともに、70歳から74歳までの窓口負担を2割に引き上げる内容になっています。この制度は専ら医療費削減を目的としたもので、高齢者への過酷な負担と医療内容を制限することが大きな特徴です。

具体的には、現在扶養家族となっていて保険料を負担していない人も含め75歳以上のすべての人から保険料を取り立てること、年金から保険料を天引きすること、保険料を払えない人から保険証を取り上げること、受けられる医療を制限し差別する別立て診療報酬を設けることです。

これに対してまさにうば捨て山ではないかとの怒りの声が上がリ、国会においても4月に制度が始まってから見直すでは遅い。直ちに制度の4月実施を中止・廃止すべきだとして中止・廃止案が提出されている。そもそも病気になりがちな高齢者については、長年の社会貢献にふさわしく、高齢者が支払える範囲で十分な医療が受けられるようにすべきです。したがって、後期高齢者医療制度は4月からの実施を中止し、廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月26日。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官。

太子町議会議長北川嘉明。

よろしくお願いします。

○議長（北川嘉明） 趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

本案については議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。  
したがって、直ちに採決を行います。

これから意見書案第2号を採決します。

本案は意見書のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。  
したがって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取り扱いについては議長にご一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第25 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

○議長（北川嘉明） 日程第25、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第75条の規定により、お手許に配りました一覧表のとおり閉会中の所管事務調査の申し出があります。また、議会広報編集委員長から太子町議会広報の発行に関する条例によって、閉会中の活動の申し出があります。

お諮りします。

以上、各委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることによって決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成20年第1回太子町議会定例会（第411回町議会）を閉会します。

（閉会 午後9時10分）

~~~~~

議長あいさつ

○議長（北川嘉明） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る2月28日の招集以来、本日までの28日間の長きにわたる会期でございましたが、その間に審議されました案件は、一般会計、特別会計、企業会計合わせて

総額151億6,479万1,000円の平成20年度当初予算を初め、人事案件、各会計の補正予算、条例の制定、組合規約の変更など多数の重要案件でございました。

議員各位には、この間終始熱心にご審議を賜り、ここにすべて滞りなく議了することができましたことは、町政伸展のためまことにご同慶に耐えません。ここに謹んで議員各位のご精励に対し深く敬意をあらわしますとともに、衷心より厚くお礼を申し上げる次第でございます。

特に、一般会計予算委員会の委員各位には、精力的にご審議賜りましたご苦勞に対しまして、重ねて深甚なる敬意と謝意を表する次第でございます。

また、町長を初め、町当局各位におかれましては、審議の過程で議員各位から述べられました意見等につきましては、今後の町政執行に十分反映されますよう強く望むものでございます。

特に、新年度予算の執行に当たりましては、厳しい財政環境下ではありますが、“和のまち太子”の実現に向け、福祉の向上と生活基盤の充実が図られますとともに、第4次行政改革大綱が確実に実施できるよう英知を結集して、改革の効果が上げられますよう強く望むものでございます。

いよいよ春、各地から花の便りが聞かれる好季節となってまいりましたが、議員各位にはこの上ともなくご自愛いただきまして、町政発展のため、なお一層のご精励を賜りますようお願い申し上げ、まことに簡単措辞ではございますが、閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

町長。

~~~~~

町長あいさつ

○町長（首藤正弘） 平成20年第1回太子町議会定例会（第411回町議会）を閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る2月28日から開会されました今期定例

会におきましては、議員各位には、議案が多数にもかかわらず、本会議並びに各委員会を通じて慎重にご審議をいただき、そのご労苦に対し、衷心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。

おかげをもちまして、本日をもって平成20年度予算案並びに各種重要案件につきまして滞りなく議了していただきましたことを厚くお礼申し上げます。

なお、審議の中で拝聴いたしましたご意見、ご指導等につきましては、今後の行財政運営にでき得る限り反映できますよう努力してまいる所存であります。

まことにしのぎよい時節となりましたが、議員各位におかれましては、ご健康に十分ご留意いただき、町行政のさらなる振興に一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し

上げまして、定例町議会の閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

町議会議長 北 川 嘉 明

署名 議員 嶋 澤 達 也

署名 議員 花 畑 奈 知 子